



市町村財政の すがた 2016



目次

I 地方財政を取り巻く環境

1 地方公共団体の決算状況	1
(1) 平成26年度決算の概況	
(2) 決算規模の推移	
2 厳しさが続く地方財政	2
3 国の財政と地方財政	3
(1) 国と地方の役割分類	
(2) 国の予算と地方財政計画との関係	
(3) 地方交付税等総額の推移	
4 地方公共団体の財政健全化の推進	6
(1) 従来の財政再建制度との違い	
(2) 健全化判断比率の対象会計範囲のイメージ	
(3) 健全化判断比率等の概要	
(4) 財政の早期健全化・再生、公営企業の経営健全化のイメージ	
(5) 健全化判断比率の状況	
(6) 早期健全化の手続き	
(7) 財政再生の手続き	
(8) 地方財政の健全化の見直し	
5 地方債協議制度と地方公共団体財政健全化法	12
(1) 地方債協議制度の仕組み	
(2) 地方債協議制度における早期是正措置と地方公共団体財政健全化法	
(3) 地方債制度の見直し	

II 県内市町村財政の現状

1 県内市町村の状況	14
2 歳入	15
(1) 歳入決算額の推移	
(2) 歳入項目別全国比較	
(3) 自主財源比率の状況	
3 歳出	17
(1) 目的別	
①歳出決算額の推移	
②歳出項目別全国比較	
(2) 性質別	
①歳出決算額の推移	
②歳出項目別全国比較	
③普通建設事業費の推移	
④公営企業に対する繰出金の推移	
⑤国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険各事業会計への繰出金の推移	
4 主な財政指標の状況	20
(1) 財政力指数の状況	
(2) 経常収支比率の推移及び状況	
(3) 赤字市町村数の推移	
(4) 健全化判断比率等の状況	
5 債務と積立	27
(1) 地方債発行額の推移	
(2) 公債費の推移	
(3) 地方債現在高と債務負担行為額の推移	
(4) 積立金現在高の推移	
6 職員数の状況	29
(1) 職員数の推移	
(2) 部門別職員数の状況	
7 国民健康保険事業会計	30
8 地方公営企業	31
(1) 地方公営企業の役割	
(2) 事業数	
(3) 決算規模	
(4) 経営状況	
(5) 企業債の状況	
9 今後の課題	34
(1) 統一的な基準による地方公会計の整備	
(2) 公営企業会計の適用の推進について	
(3) 下水道整備推進に伴う財政負担の増	
(4) 団体間で比較可能な財政情報の開示	

III 参考資料

1 財政用語解説	43
2 平成26年度市町村別財政指標	44
3 県内市町村の合併の取組状況	48



関連サイト

- 福岡県のホームページ <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shityoson-zaisei.html>
- 総務省のホームページ <http://www.soumu.go.jp/ken/zaisei.html>

I 地方財政を取り巻く環境

地方公共団体の財政の集合である地方財政について、普通会計（一般行政部門の会計）を中心として、地方財政の決算状況、国の財政と地方財政の関わり、地方公共団体の財政健全化など、地方財政を取り巻く環境について紹介していきます。

1 地方公共団体の決算状況

(1) 平成26年度決算の概況

○ 歳入総額 102兆835億円(うち東日本大震災分 4兆5,931億円)

国庫支出金が減少した一方で、地方税及び地方譲与税が増加したことから、歳入総額は前年度を9,836億円上回りました。

○ 歳出総額 98兆5,228億円(うち東日本大震災分 4兆2,116億円)

貸付金が減少した一方で、扶助費及び普通建設事業費が増加したことから、歳出総額は前年度を1兆1,108億円上回りました。

○ 決算収支

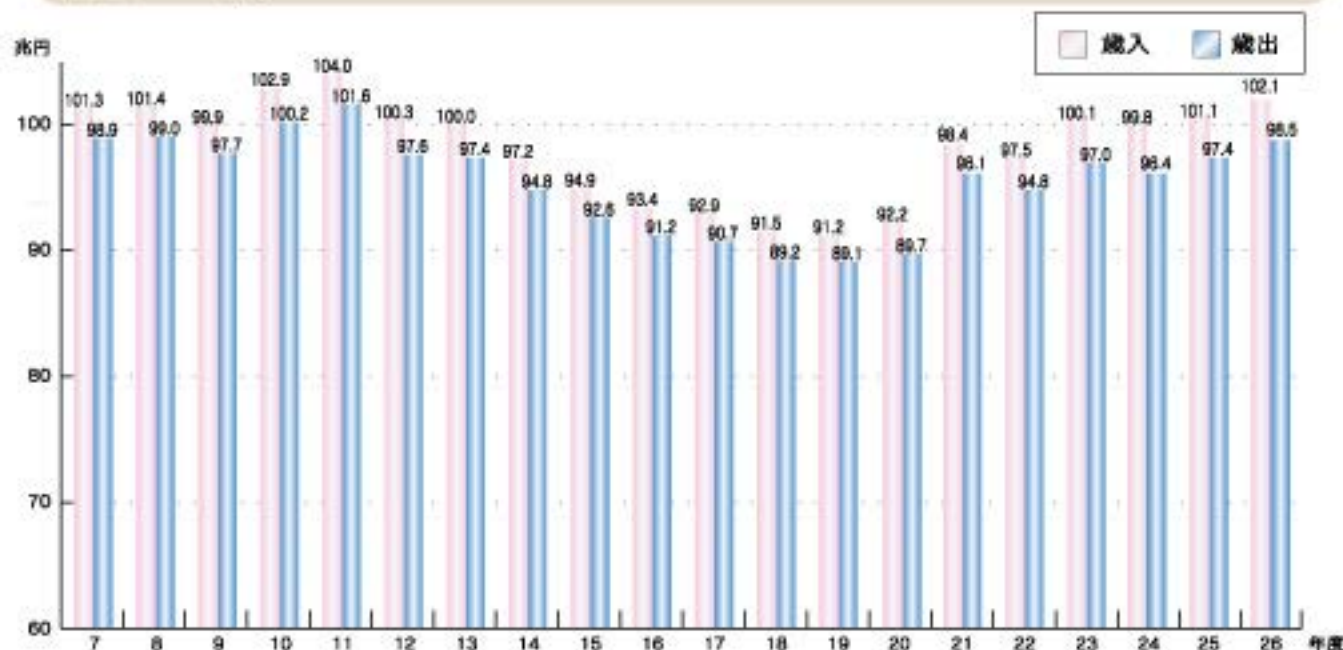
実質収支の黒字は、1兆8,383億円で、前年度から1,195億円減少しました。なお、実質収支が赤字の団体は一部事務組合2団体のみとなっており、前年度から2団体減少しました。

※決算額は、都道府県及び市町村(市町村、特別区、一部事務組合、広域連合)の普通会計の純計(都道府県決算額と市町村決算額の単純合計から、地方公共団体相互間の出し入れについての重複部分を控除したものです。

※「東日本大震災分」とは、東日本大震災に係る復旧・復興事業及び全国防災事業に係る決算額を指します。

(2) 決算規模の推移

決算規模については、平成11年度をピークとして、歳入・歳出ともに平成19年度まで減少しましたが、平成20・21年度において各種経済効果の実施により増加に転じました。平成22・24年度は、前年度と比べ、歳入・歳出とも減少しましたが、平成26年度においては歳入・歳出とも増加し、平成12年度以降で最大規模となっています。



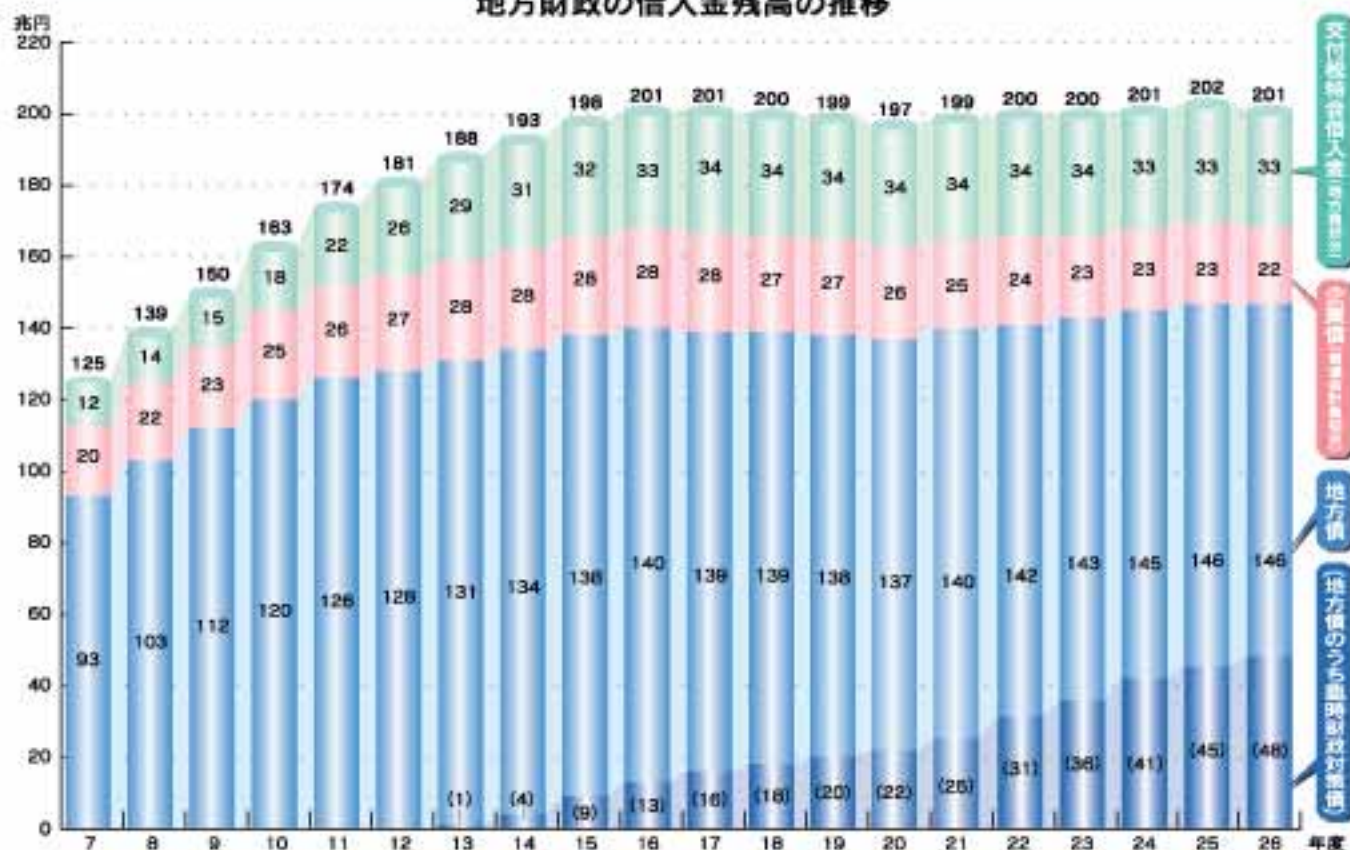
2 厳しさが続く地方財政

地方財政の借入金残高と経常収支比率の推移

地方財政の借入金残高は平成26年度末で約201兆円と、近年の地方税収等の落込みや財源不足の補てん、景気対策等のための地方債の増発等により、極めて高い水準にあり、今後もその償還費の負担が高水準で続くため、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されています。

また、平成26年度の経常収支比率（全国市町村）は、前年度と比べ1.1ポイント上昇し、依然として弾力性に乏しい財政状況が続いています。

地方財政の借入金残高の推移



(注) 1 地方債残高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。
2 地方債残高及び交付税特会借入金残高は実績値、企業債残高（うち普通会計負担分）は、決算統計をベースとした推計値である。

経常収支比率（全国市町村）の推移



(注) 加重平均

経常収支比率

財政構造の弾力性を測定する指標で、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費に充てる一般財源と、地方税、普通交付税、地方譲与税等の経常一般財源との比率。この比率が低いほど普通道路事業費等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることになります。

3 国の財政と地方財政

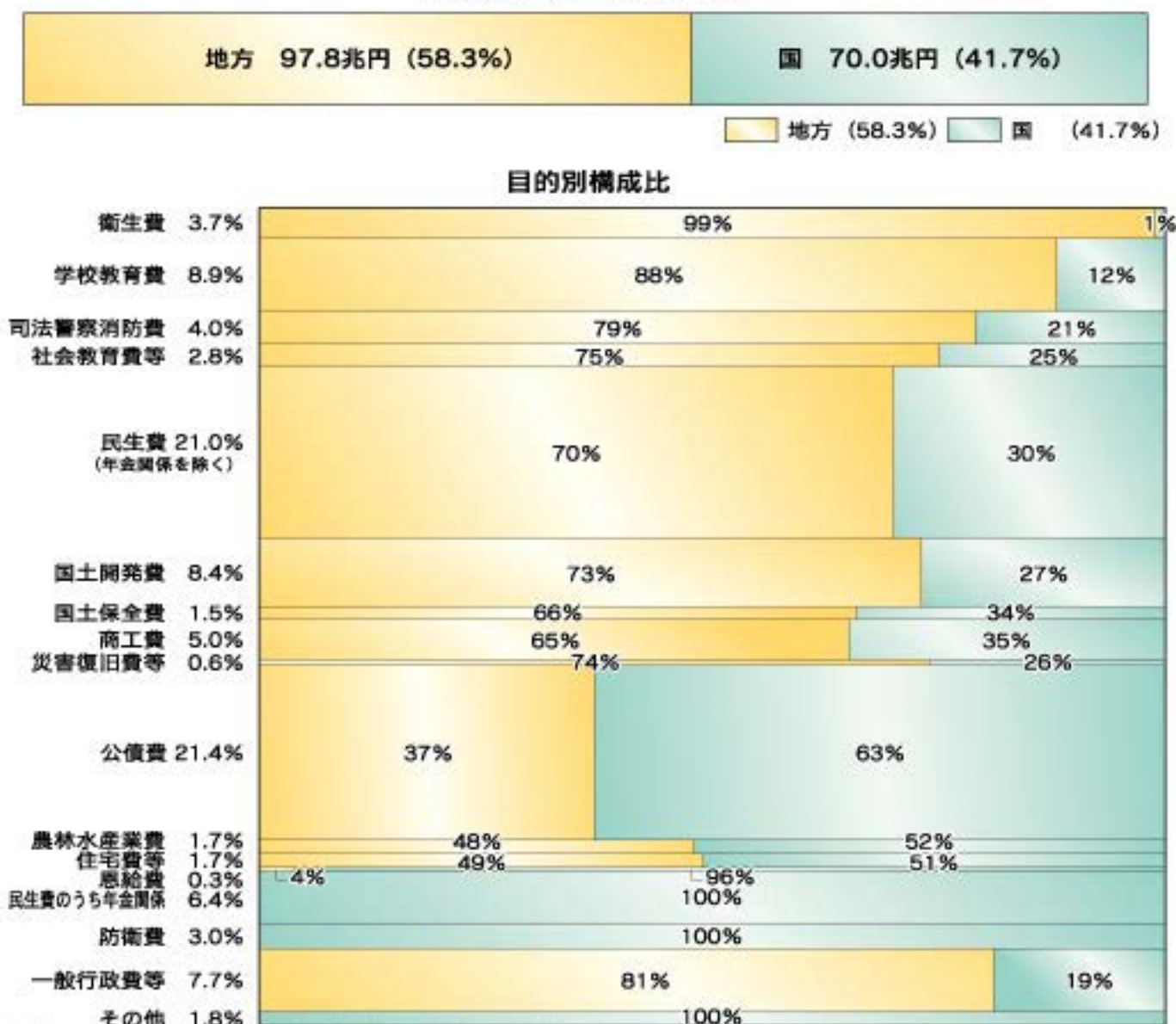
国と地方の財政は密接に結びついて活動し、国民経済に寄与しています。このため、国の財政と地方の財政は、「公経済における車の両輪」の関係にあるといわれています。

(1) 国と地方の役割分担

①公衆衛生、清掃等保健衛生の増進、②生活保護等社会福祉の充実、③小・中学校教育等の振興、④道路整備、都市計画等生活基盤整備の推進、⑤河川、海岸等国土保全の推進、⑥商工業等産業の振興、⑦安全と秩序維持に係る警察・消防の充実など国民生活と密接に関連する行政は、そのほとんどが地方公共団体により実施されています。

国・地方を通じた純計歳出の額及び目的別構成比（平成26年度決算）

純計歳出額 167.8兆円



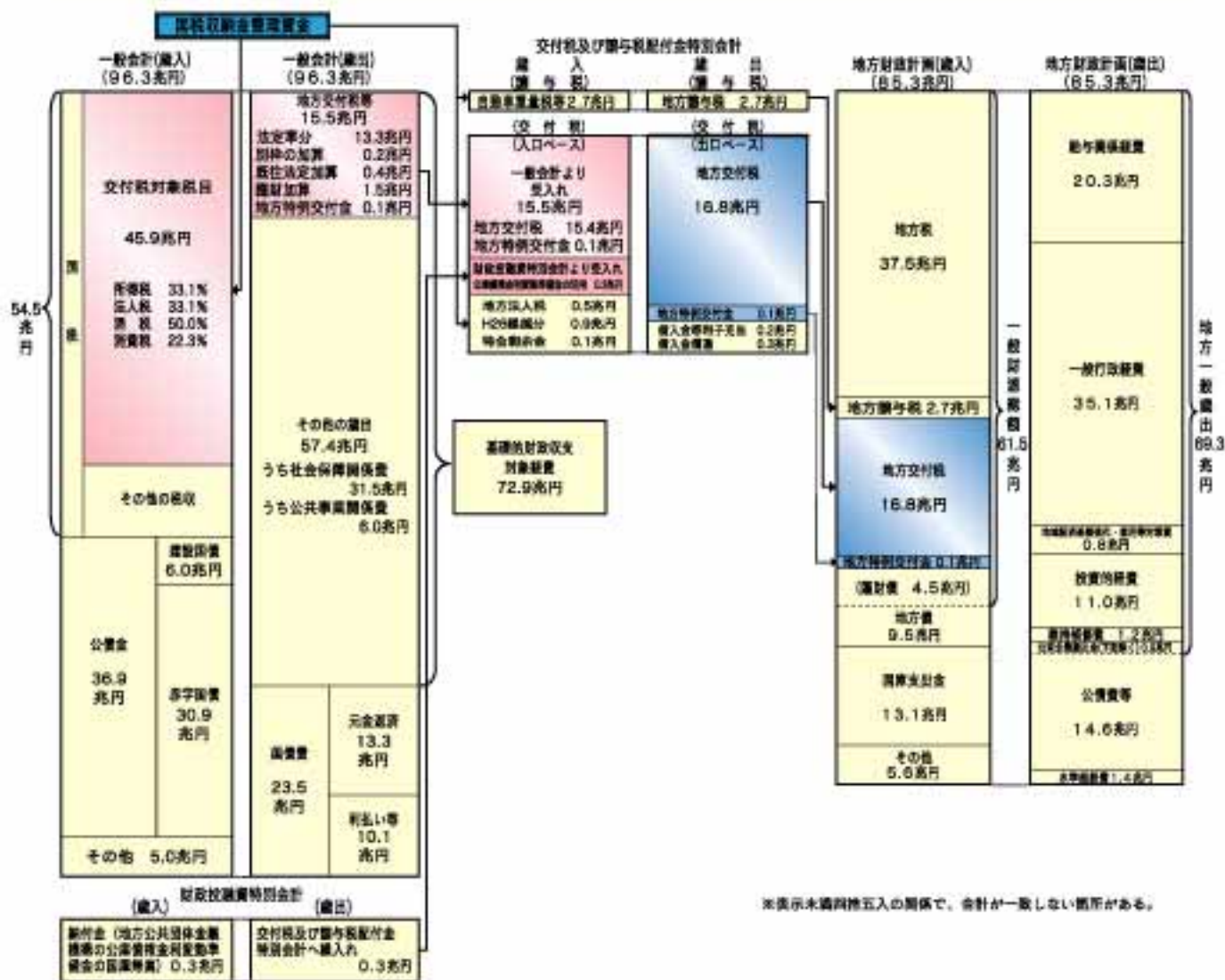
(注) グラフ内の数値は、目的別経費に占める地方・国の割合を示す。



(2) 国の予算と地方財政計画との関係 (平成27年度当初) ※東日本大震災分を除く

地方財政計画は、毎年度国の予算編成を受けて、地方交付税法第7条の規定に基づき作成・公表される翌年度の地方財政全体(一般会計、純計)の収支見込みであり、国の財政等との整合性を確保し、地方公共団体の行財政運営の指針となるものです。

また、地方交付税の総額は、所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額を基本としつつ、地方財政計画における地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積りに基づきマクロベースで決定されています。



※表示未済同種五入の関係で、会計が一致しない箇所がある。

地方財政計画の規模の推移

地方財政計画の規模は、平成13年度をピークに縮小傾向にありましたが、平成27年度地方財政計画では、前年度と比べて2.3%増の85兆2,710億円となっています。

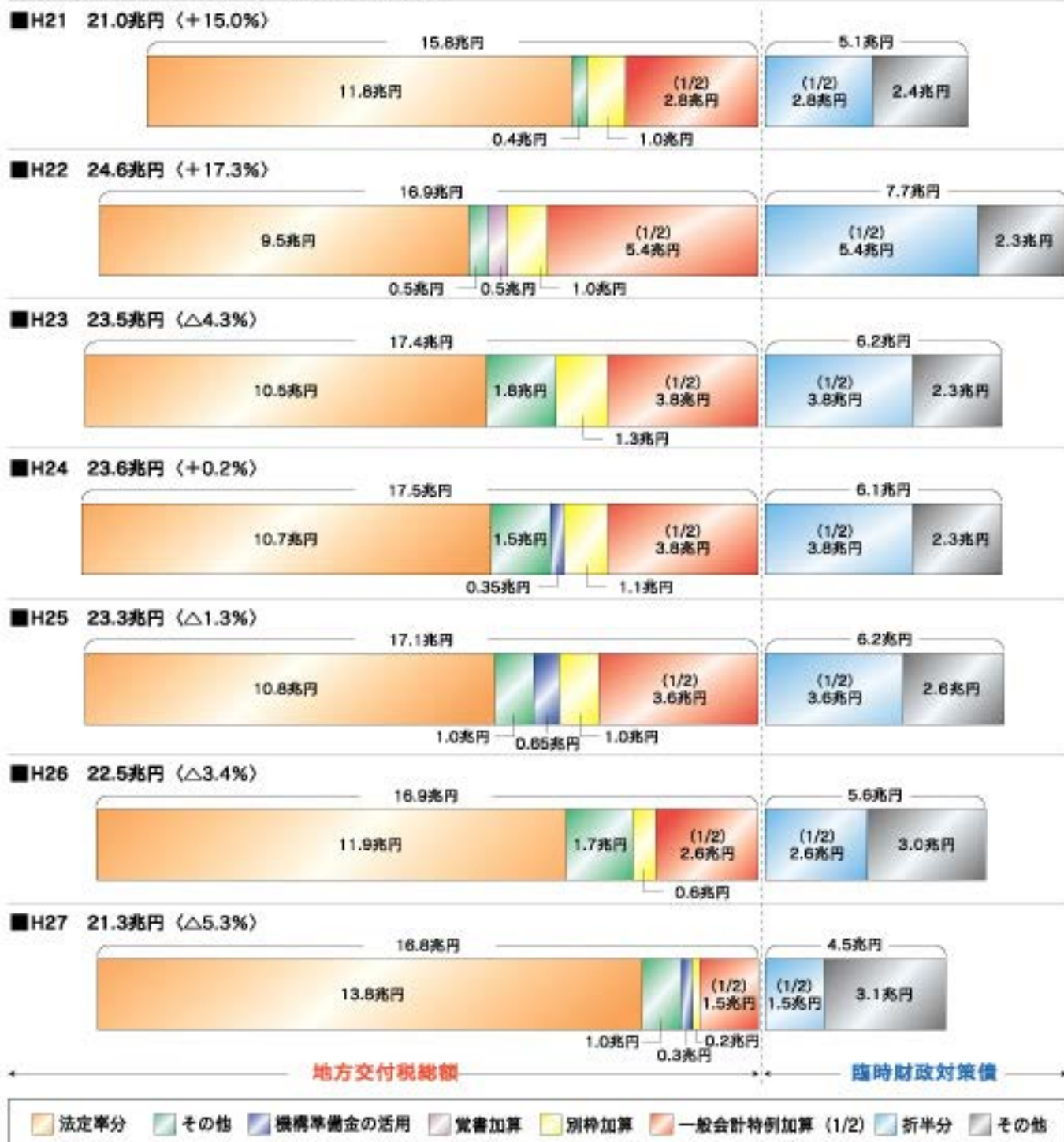


(3) 地方交付税等総額の推移 ※東日本大震災分を除く

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方固有の財源です。

地方交付税及び臨時財政対策債の総額は平成16年度から平成19年度まで大幅に削減された後、平成20年度から平成22年度まで増額されました。平成23年度は臨時財政対策債の大幅な減額により総額で1.1兆円の減額となりました。平成27年度は、前年度に引き続き地方税収の増加により臨時財政対策債が大きく減少し、平成22年度以降で最も低い水準となっています。

地方交付税及び臨時財政対策債の総額



※ () 書きは対前年増減率

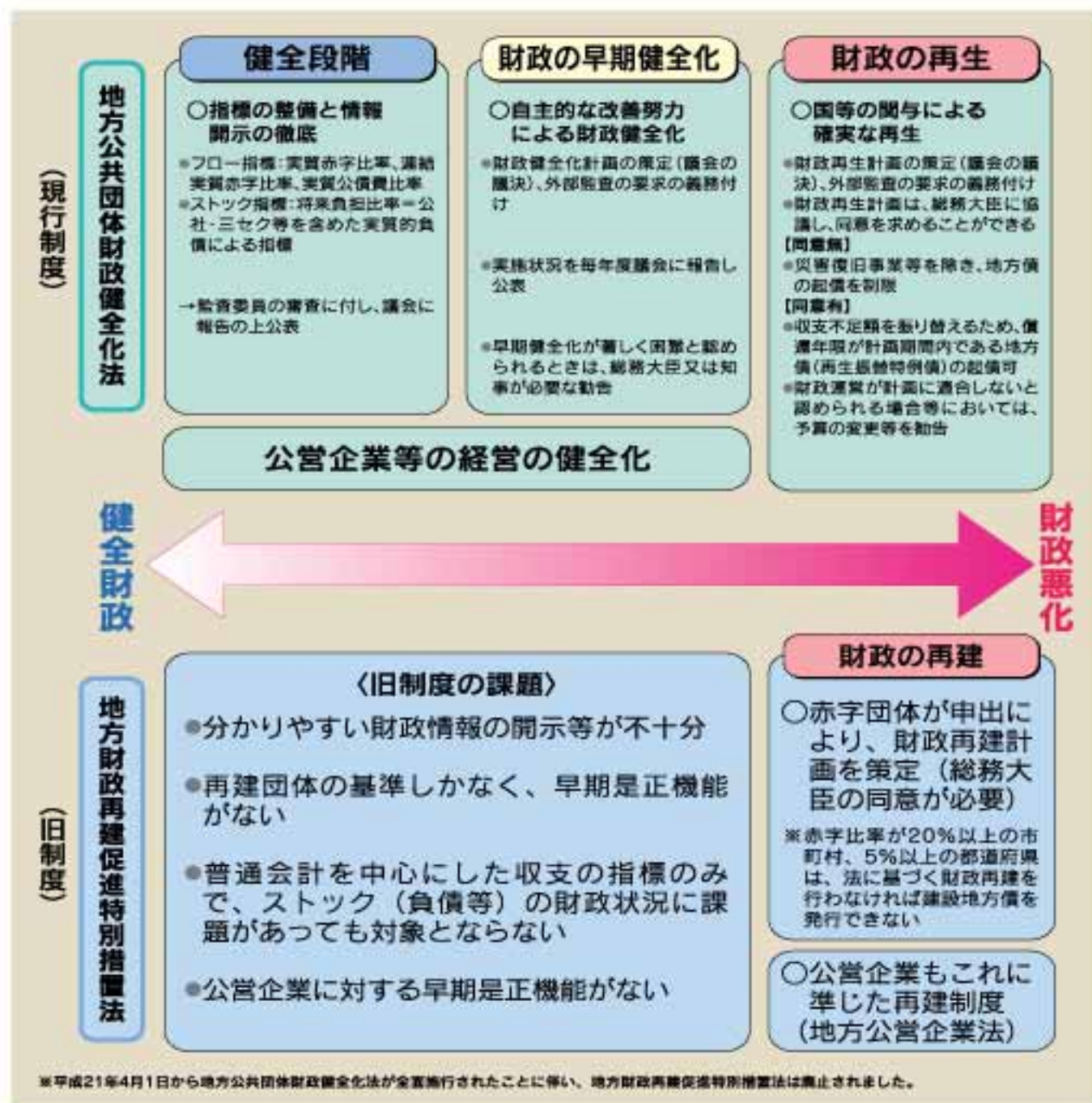
※表示未満四捨五入の関係で、合計が一致しない箇所がある。



4 地方公共団体の財政健全化の推進

地方公共団体の運営においては、住民に基礎的な行政サービスの提供を継続することが何よりも重要です。分かりやすい財政情報の開示が不十分であったこと等、従来の財政再建制度における課題を踏まえ、平成21年度から全面施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「地方公共団体財政健全化法」という。）は、健全化判断比率の公表等による財政情報の開示を徹底し、透明なルールのもとに財政の早期健全化及び再生を図るための措置を導入することにより、住民のチェック機能を働かせ、財政の健全化を促していくことを目的としています。

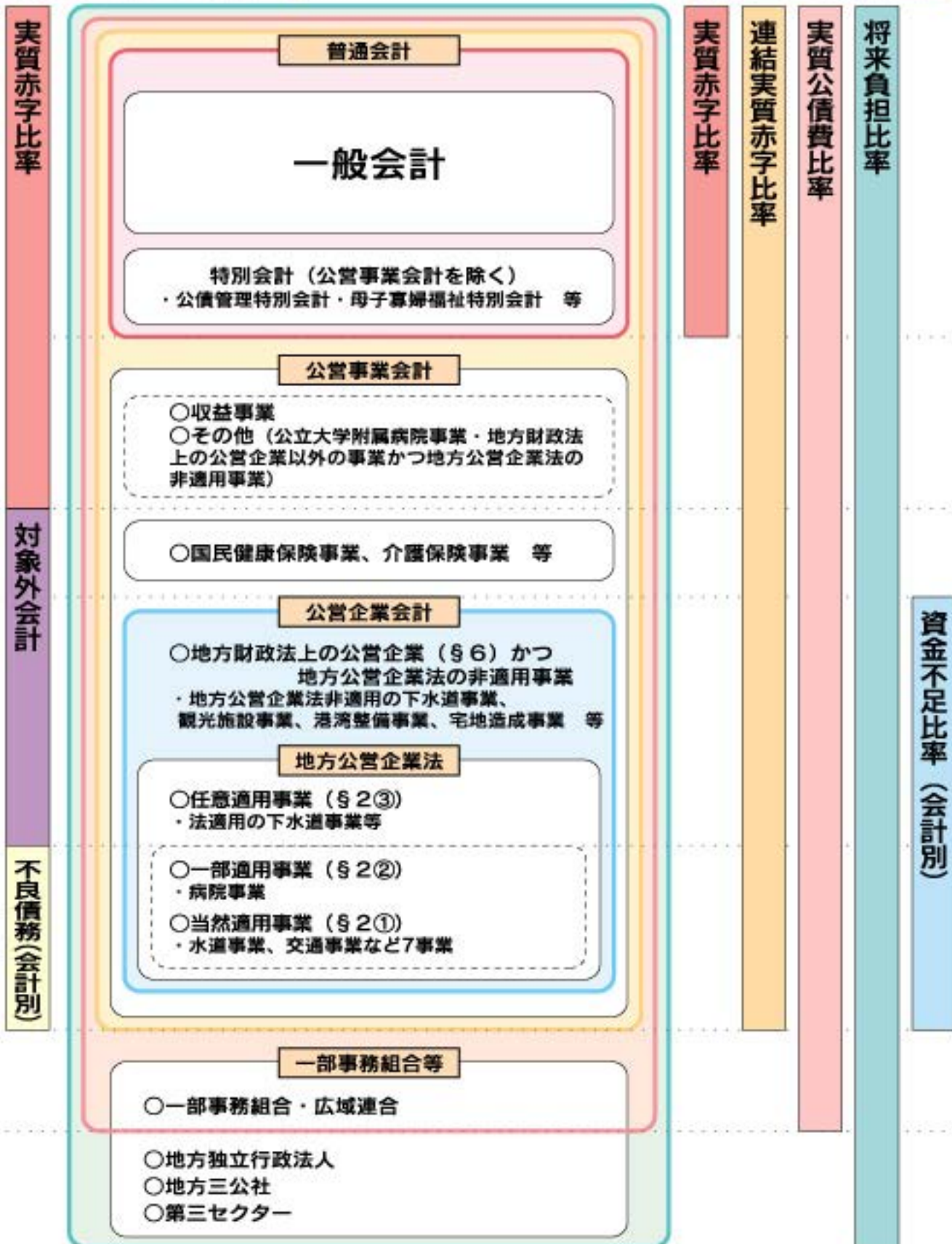
(1) 従来の財政再建制度との違い



(2) 健全化判断比率の対象会計範囲のイメージ

旧制度(地方財政再建促進特別措置法)

現行制度(地方公共団体財政健全化法)



(3) 健全化判断比率等の概要

実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標といえます。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- 実質赤字の額＝繰上費用額＋（支払保証額＋事業繰越額）

早期健全化基準	財政再生基準
市町村：財政規模に応じ11.25～15% 道府県：3.75%	市町村：20% 道府県：5%

連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標といえます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超過額
- イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金剰余額の合計額

早期健全化基準	財政再生基準
市町村：財政規模に応じ16.25～20% 道府県：8.75%	市町村：30%（※） 道府県：15%（※）

（※）連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的な基準が設けられていた。
（市町村は平成20年度決算に基づく比率：40%→平成21年度決算に基づく比率：40%→平成22年度決算に基づく比率：35%）

実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標といえます。なお、地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じです。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 準元利償還金：イからホまでの合計額
- イ 貸付一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 総合・地方開発事業団（総合等）への負担金・補助金のうち、総合等が起債した地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一掃借入金の利子

早期健全化基準	財政再生基準
市町村・都道府県：25%	市町村・都道府県：35%



将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標といえます。なお、将来負担比率については、財政再生基準の設定がありません。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額}) + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○将来負担額：イからチまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト 連結実質赤字額

チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○充当可能基金額：イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

早期健全化基準	財政再生基準
市町村:350% 都道府県・政令市:400%	-

資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標といえます。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○資金の不足額：

資金の不足額(法適用企業)＝

〔流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産〕－解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業)＝

〔歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－歳入額〕

－解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、

資金の不足額から控除する一定の額。

※宅地造成事業を行う公営企業については、販売用土地に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

○事業の規模：事業の規模(法適用企業)＝営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業)＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

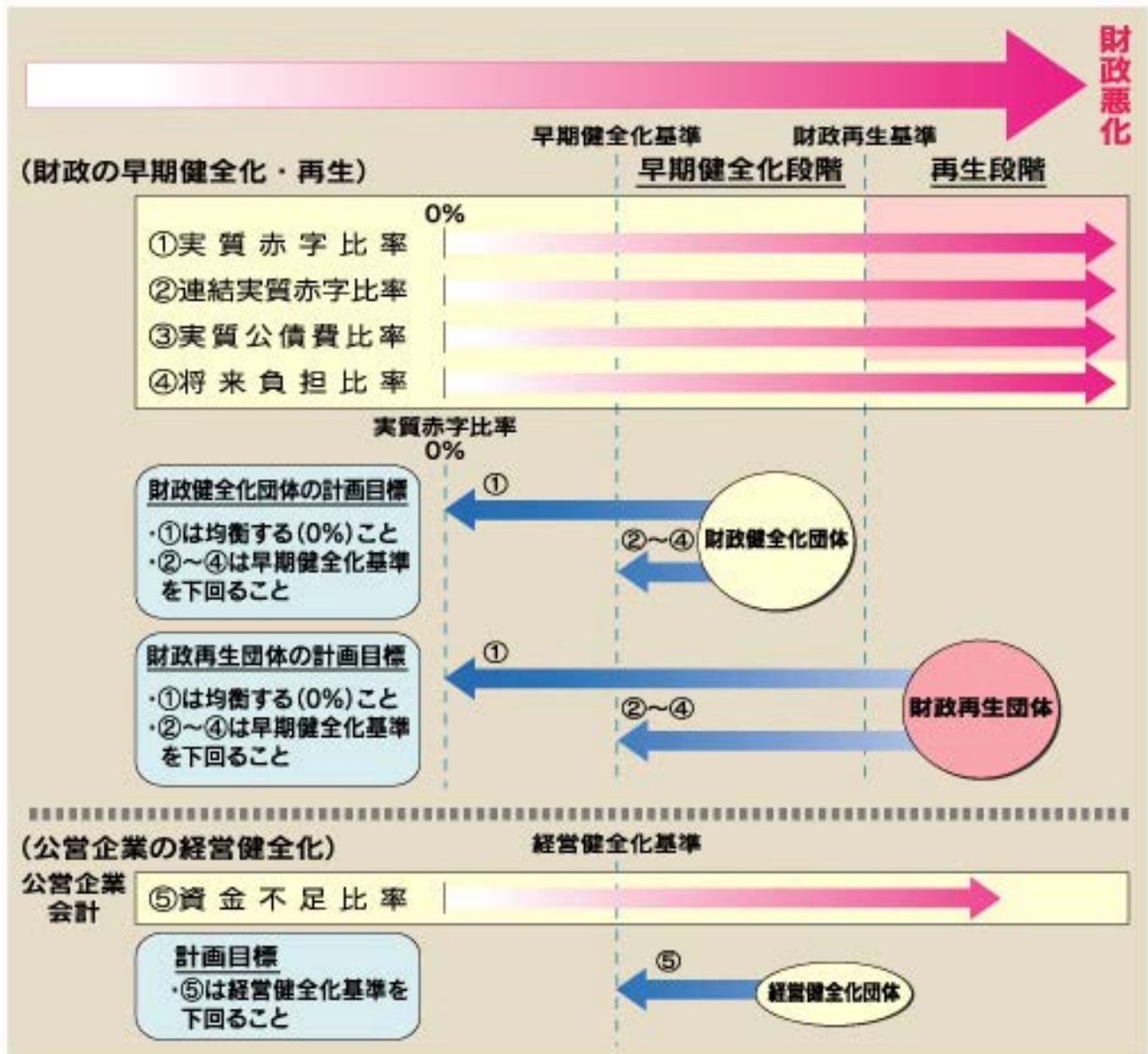
※指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

経営健全化基準
20%



(4) 財政の早期健全化・再生、公営企業の経営健全化のイメージ



(5) 健全化判断比率の状況(平成26年度決算における全国市区町村の状況)

- ①実質赤字比率 ■早期健全化基準以上の団体はありません。
■実質赤字額がある団体はありません。
- ②連結実質赤字比率 ■早期健全化基準以上の団体はありません。
■連結実質赤字額があるのは、1団体です。
- ③実質公債費比率 ■1団体が財政再生基準以上となっています。
■平均値は8.0%です。
- ④将来負担比率 ■1団体が早期健全化基準以上となっています。
■平均値は45.8%です。
- ⑤資金不足比率 ■13公営企業会計が経営健全化基準以上です。
■資金の不足額がある公営企業会計は58会計です。

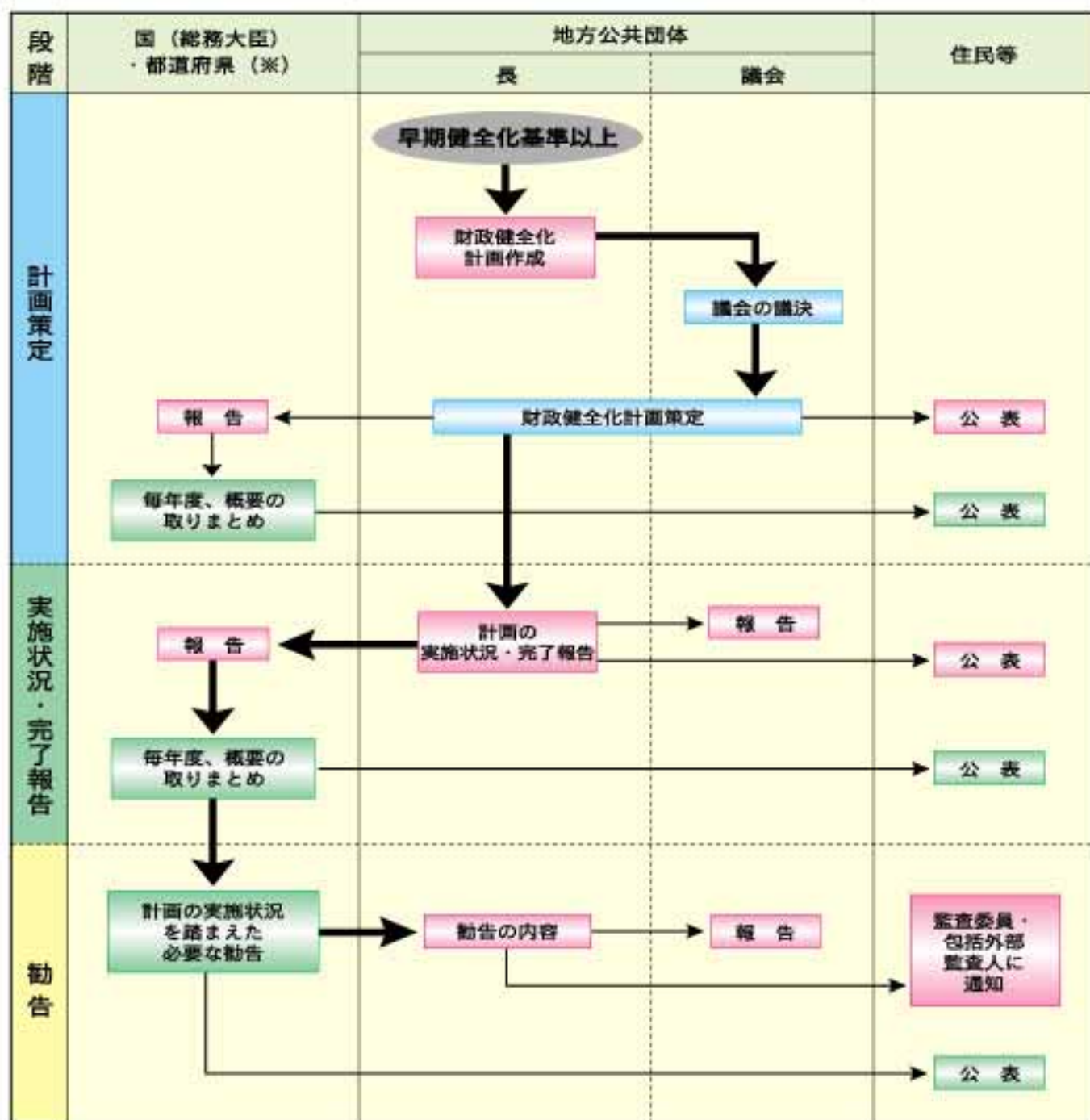


(6) 早期健全化の手続き

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画に関する手続きは下図のとおりであり、地方公共団体の長が作成し、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事への報告を行います。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することとされています。

なお、計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告をすることができます。



※市町村（指定都市を除く）・特別区の財政の早期健全化の場合は、都道府県知事が行う。



(7) 財政再生の手続き

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、地方公共団体の長が作成し、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとされており、総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することとされています。

なお、財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は、予算の変更等必要な措置を講ずることを勧告できます。

加えて、財政再生団体は、財政再生計画に総務大臣の同意を得なければ、災害復旧事業等を除き、地方債の発行ができない等の制約を受けます。

(8) 地方財政の健全化の見直し

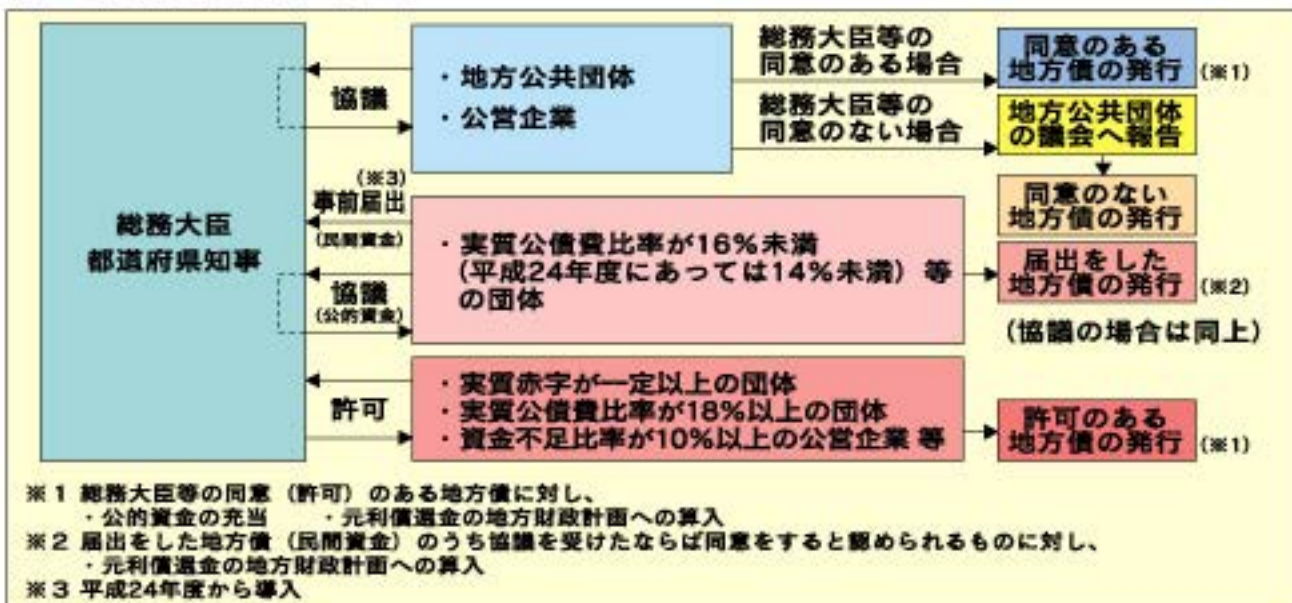
地方公共団体財政健全化法が施行して5年が経過し、これまで地方財政の早期是正・財政情報開示が推進されてきましたが、同法の新たな課題に対応するため、総務省は「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」において、その見直しの検討を行いました。平成27年12月に取りまとめられた報告書では、以下の提案がなされたところです。

- 現行法では把握しきれていない財政負担を客観的に把握するため、第三セクター等に対する短期貸付や公有地信託について、健全化判断比率上捕捉
- 地方公会計によって把握される新たな財政指標（資産老朽化比率等）による財政分析、指標の組合せによる財政分析等を実施

5 地方債協議制度と地方公共団体財政健全化法

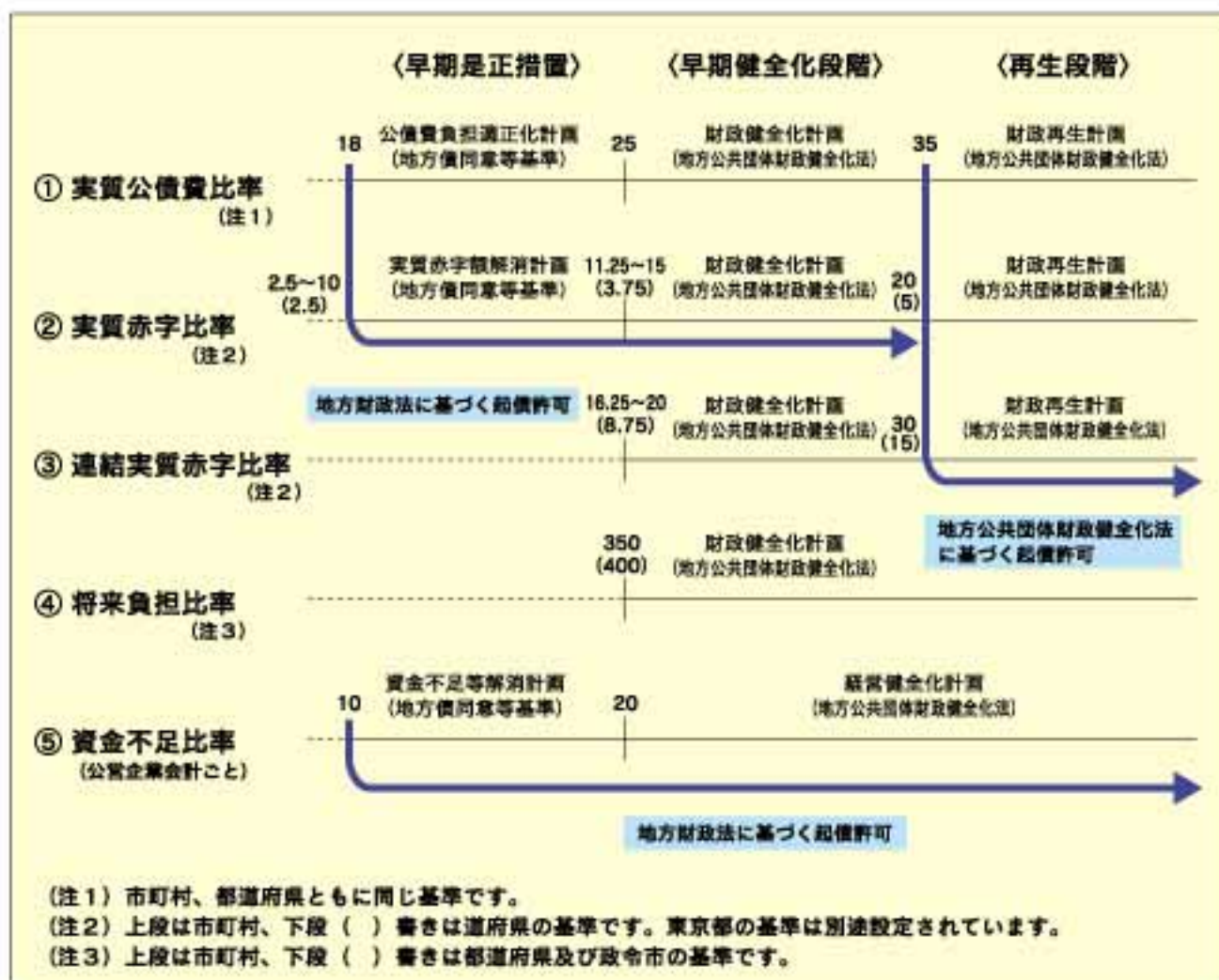
平成17年度までは地方公共団体は国又は都道府県の許可がなければ地方債を発行できませんでしたが、平成18年度からは協議制度となり、また、平成24年度からは、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、民間資金債に係る地方債届出制度が導入されました。

(1) 地方債協議制度の仕組み



(2) 地方債協議制度における早期是正措置と地方公共団体財政健全化法

地方財政法と地方公共団体財政健全化法に基づく起債許可基準の関係を図に表すと、以下のとおりになります。なお、実質赤字比率に基づく起債許可基準は、標準財政規模の大きさにより2.5～10%となっています。



(3) 地方債制度の見直し

平成24年度の届出制度導入から3年が経過し、地方債の発行に関する国の関与の在り方について、抜本的な見直しが必要となってきました。このため、総務省は「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」において、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、届出制度の対象範囲等について検討を行いました。平成27年12月に取りまとめられた報告書では、以下の提案がなされたところです。

- 地方債（公的資金を充当するものを除く）については、協議不要基準を緩和し、現在の協議対象を、原則届出対象化。許可基準については、地方債に対する信用維持のため、変更せず。
- 公的資金を充当する地方債については、地方公共団体の資金調達能力等を踏まえた適切な資金配分を行う必要があるため、引き続き届出の対象外。ただし、特別転貸債及び国の予算等貸付金債については、新たに届出対象化。



II 県内市町村財政の現状

1 県内市町村の状況

本県の市町村の財政規模をみると、北九州市、福岡市が約55%、その他の市町村が約45%を占めています。

面積



平成26年全国都道府県市区町村別面積調 (国土地理院HP) :
平成26年10月1日現在※

人口



住基人口：平成27年1月1日現在※

人口 (65歳以上)



住基人口：平成27年1月1日現在※

財政



平成26年度県内市町村
普通会計歳出決算※

※「その他の市」・「町村」の区分は、平成27年3月31日現在の区分による。

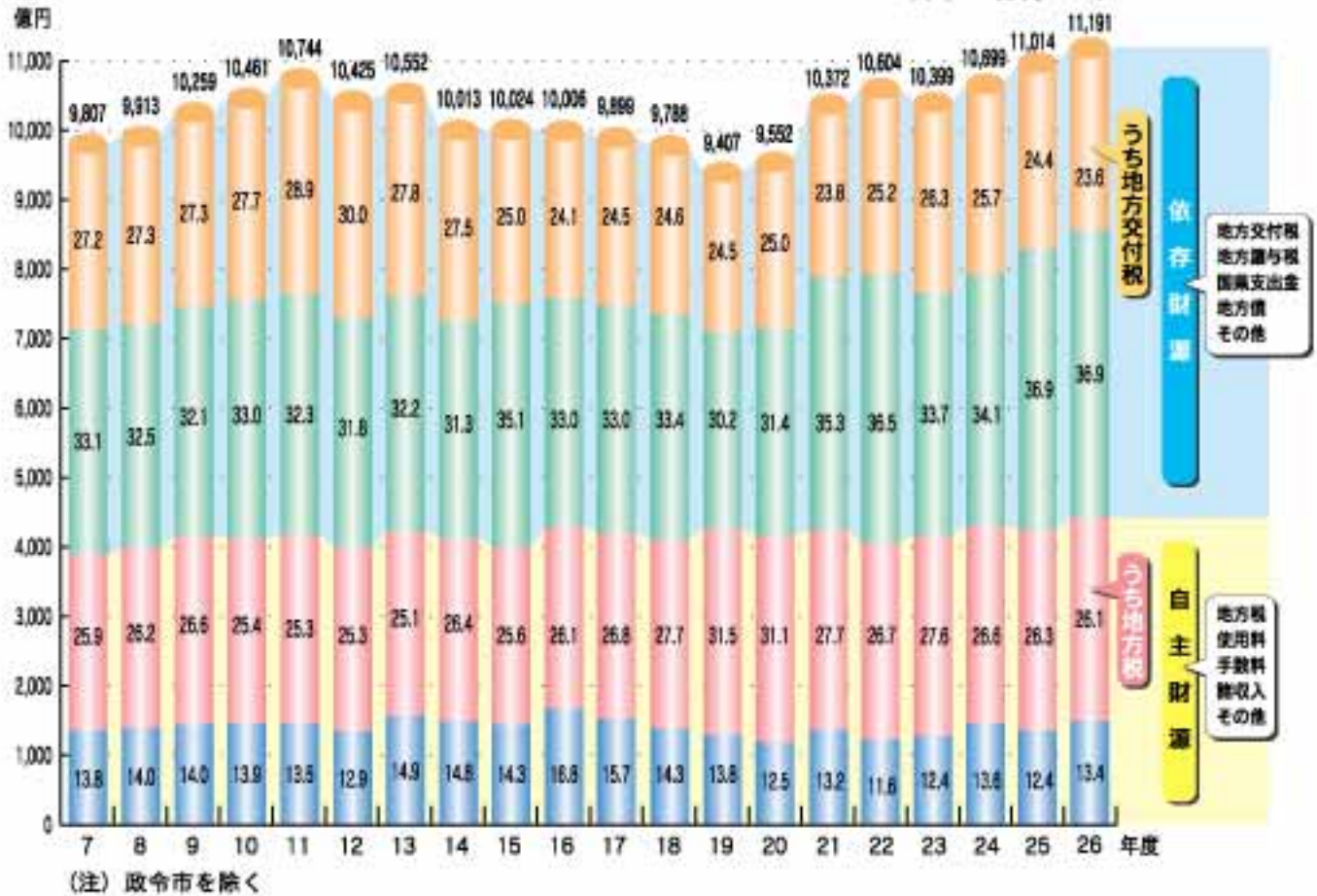


2 歳入

全国と比較した場合、地方税の比率が低く、依存財源の比率が高くなっています。

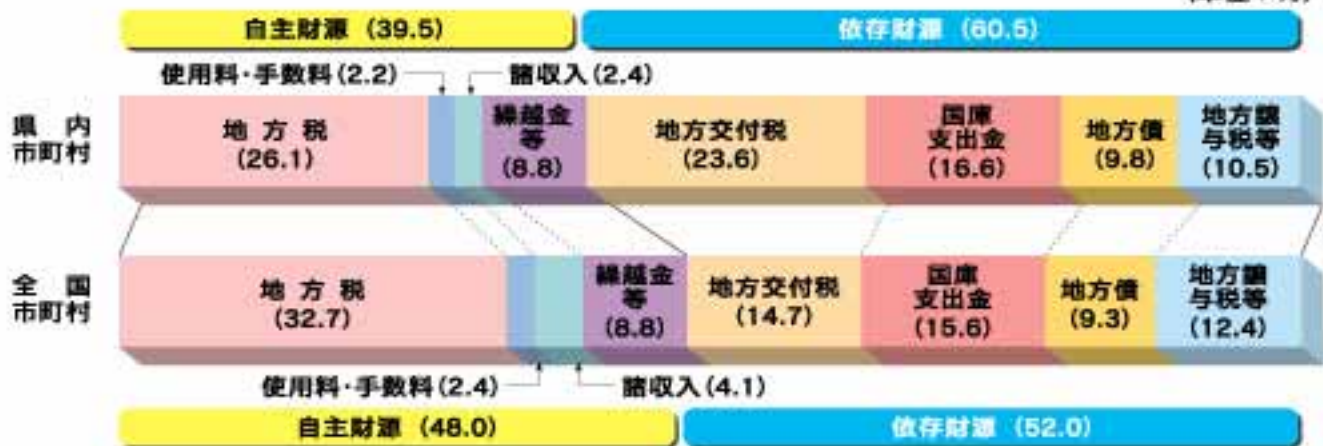
(1) 歳入決算額の推移（自主財源、依存財源別）

(単位：億円・%)



(2) 歳入項目別全国比較

(単位：%)

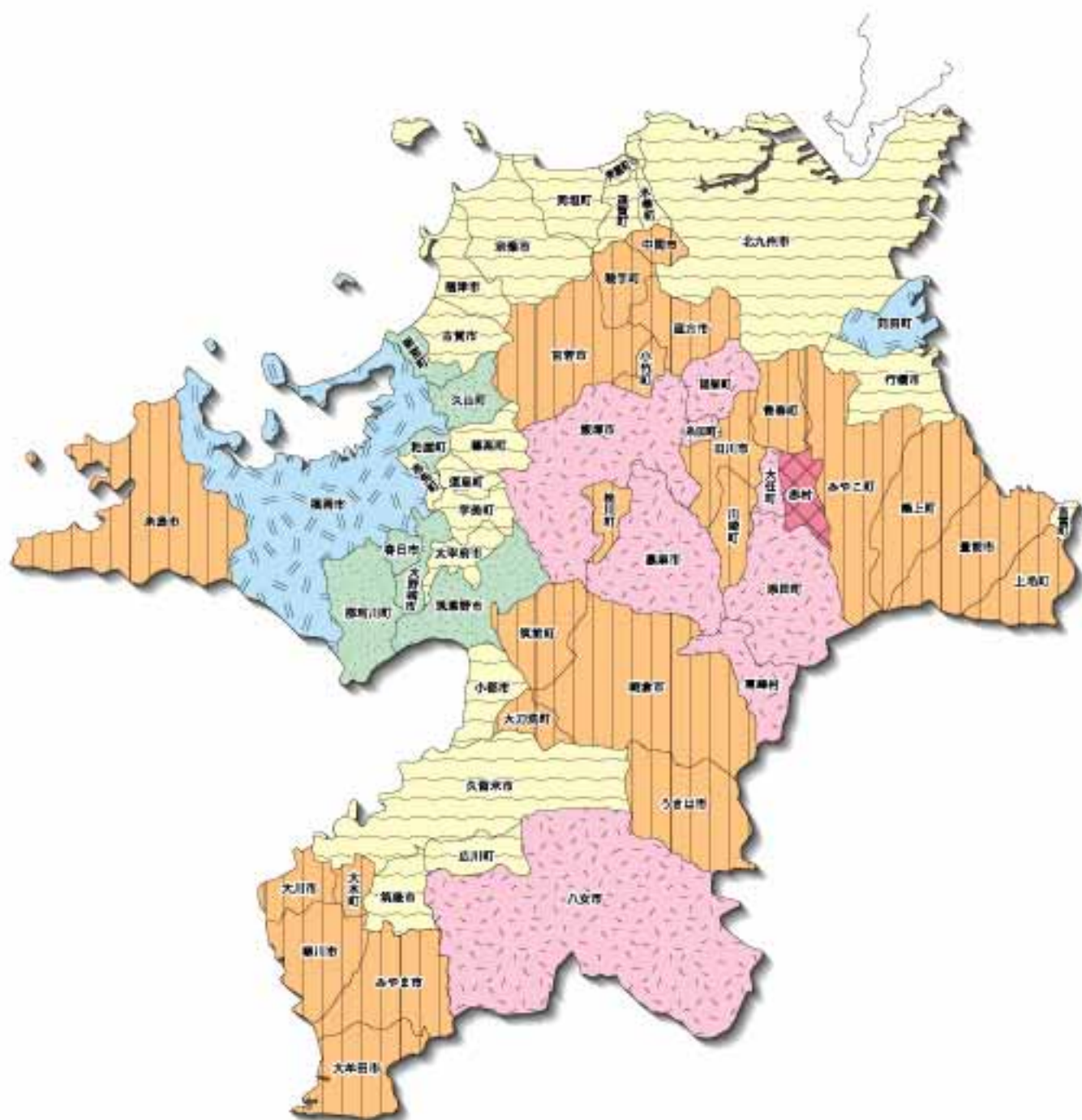


(注) 県内市町村は、政令市を除く



(3) 自主財源比率の状況（平成26年度）

区分	団体系	団体数			計
		政令市	26市	町 村	
60%以上		1		1	2
50～60%未満			3	4	7
40～50%未満		1	8	10	19
30～40%未満			12	11	23
20～30%未満			3	5	8
20%未満				1	1

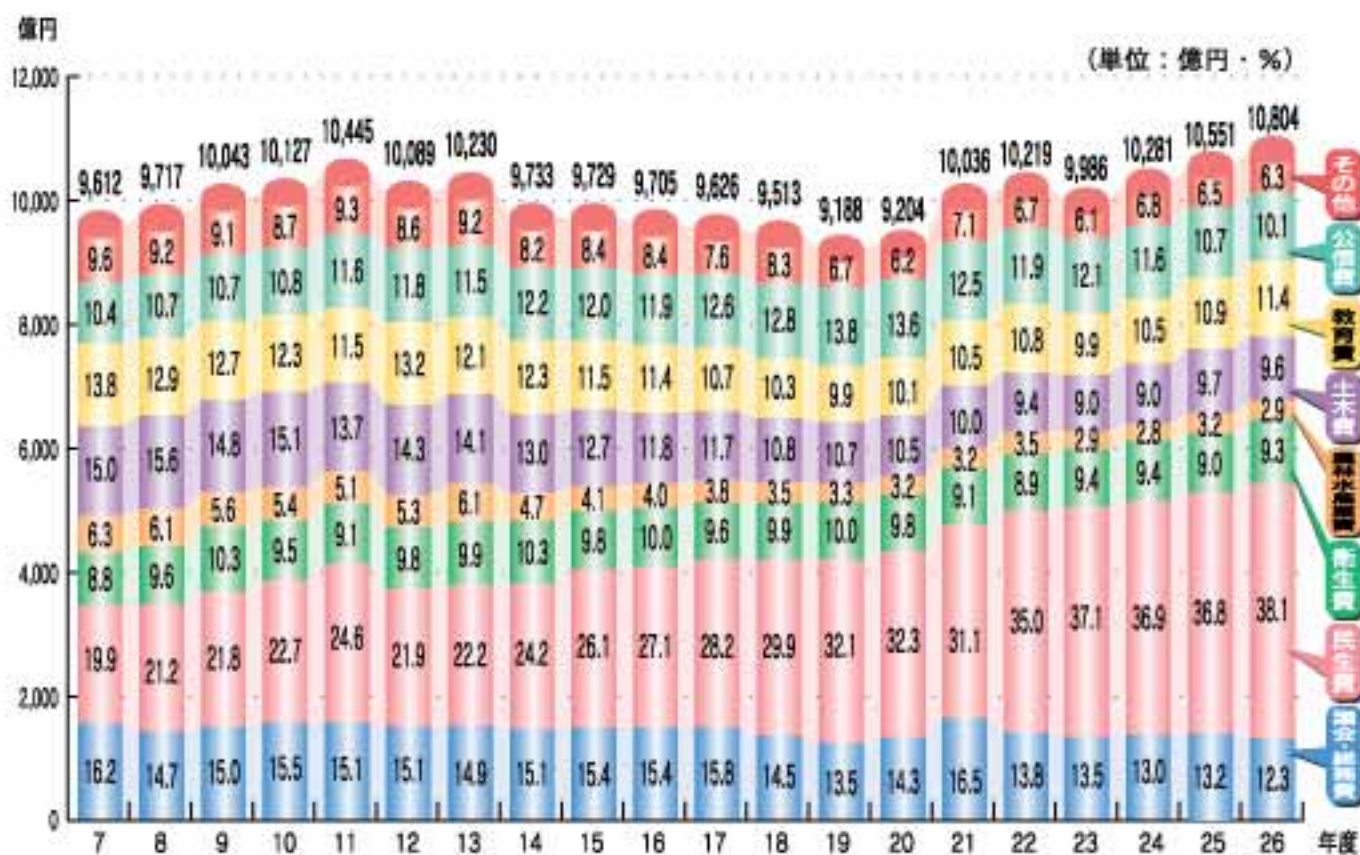


3 歳出

(1) 目的別

全国と比較した場合、議会・総務費、土木費の占める割合は低くなっていますが、民生費、衛生費などの占める割合が高くなっています。

① 歳出決算額の推移



(注) 政令市を除く

② 歳出項目別全国比較

(単位：%)



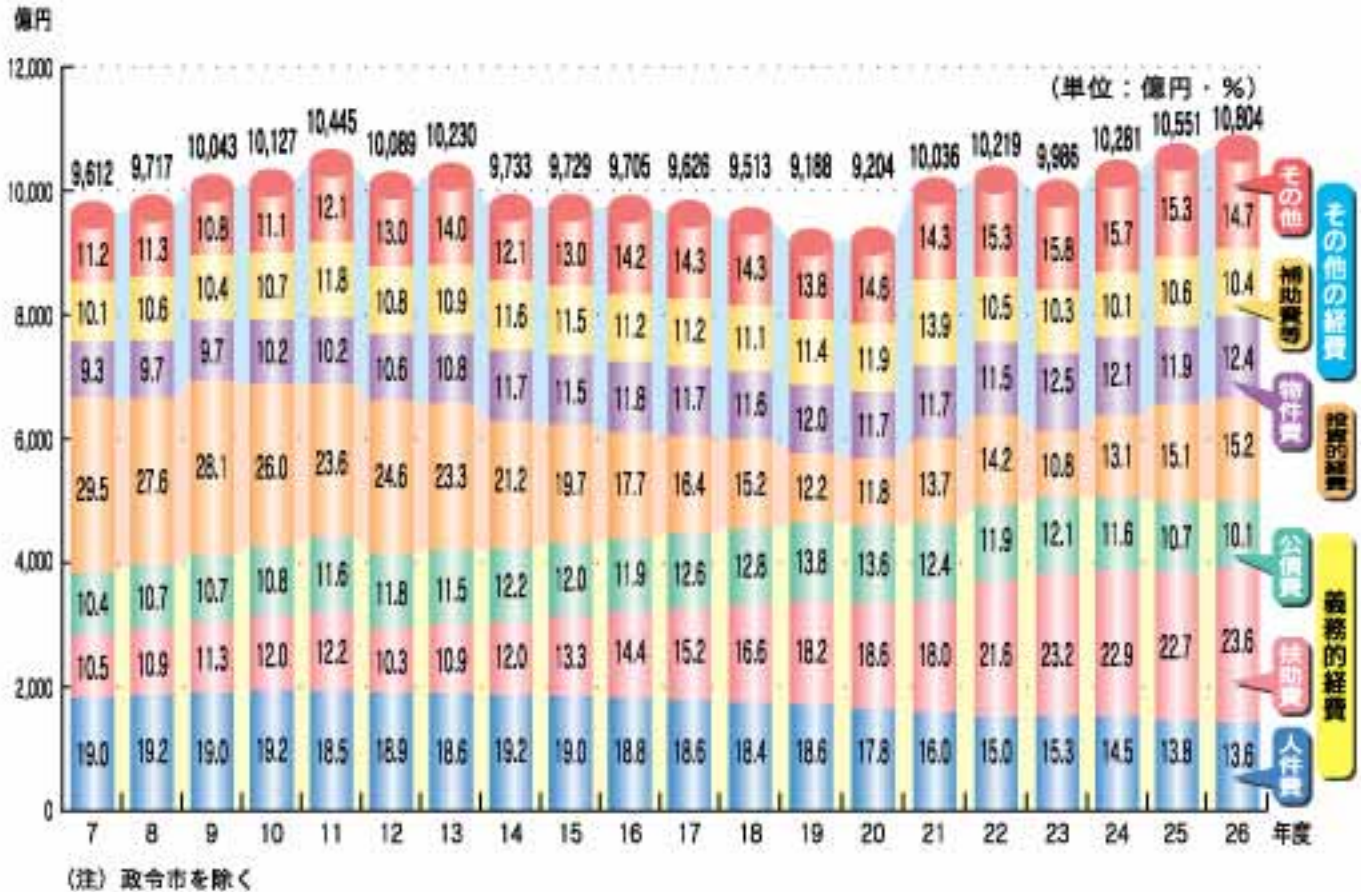
(注) 県内市町村は、政令市を除く



(2) 性質別

全国と比較した場合、扶助費、補助費等などの比率が高い反面、人件費、物件費などの比率が低くなっています。

① 歳出決算額の推移



② 歳出項目別全国比較



(注) 県内市町村は、政令市を除く



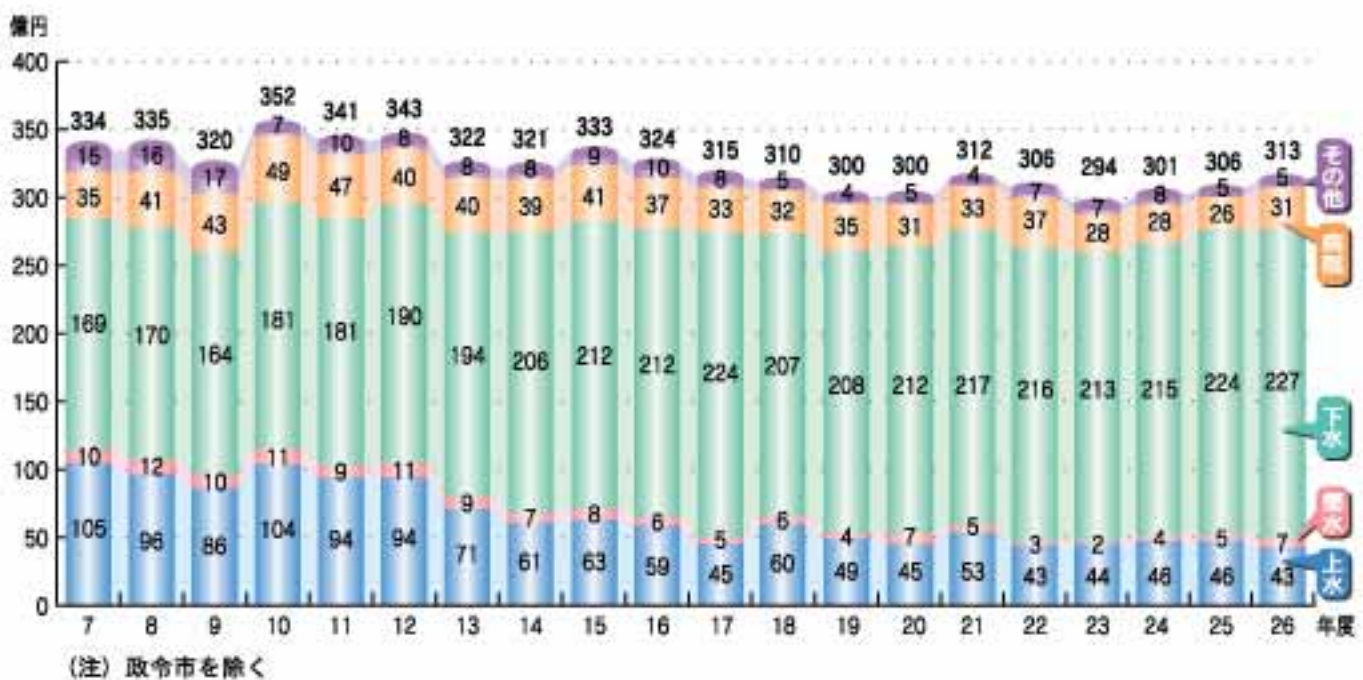
③ 普通建設事業費の推移

普通建設事業費は、景気の低迷等に伴う財政状況の悪化や、地方財政計画における投資的経費の削減などにより減少傾向にありましたが、平成21年度から国の経済対策等により増加に転じました。平成23年度は減少しましたが、平成24年度以降は再び増加に転じています。



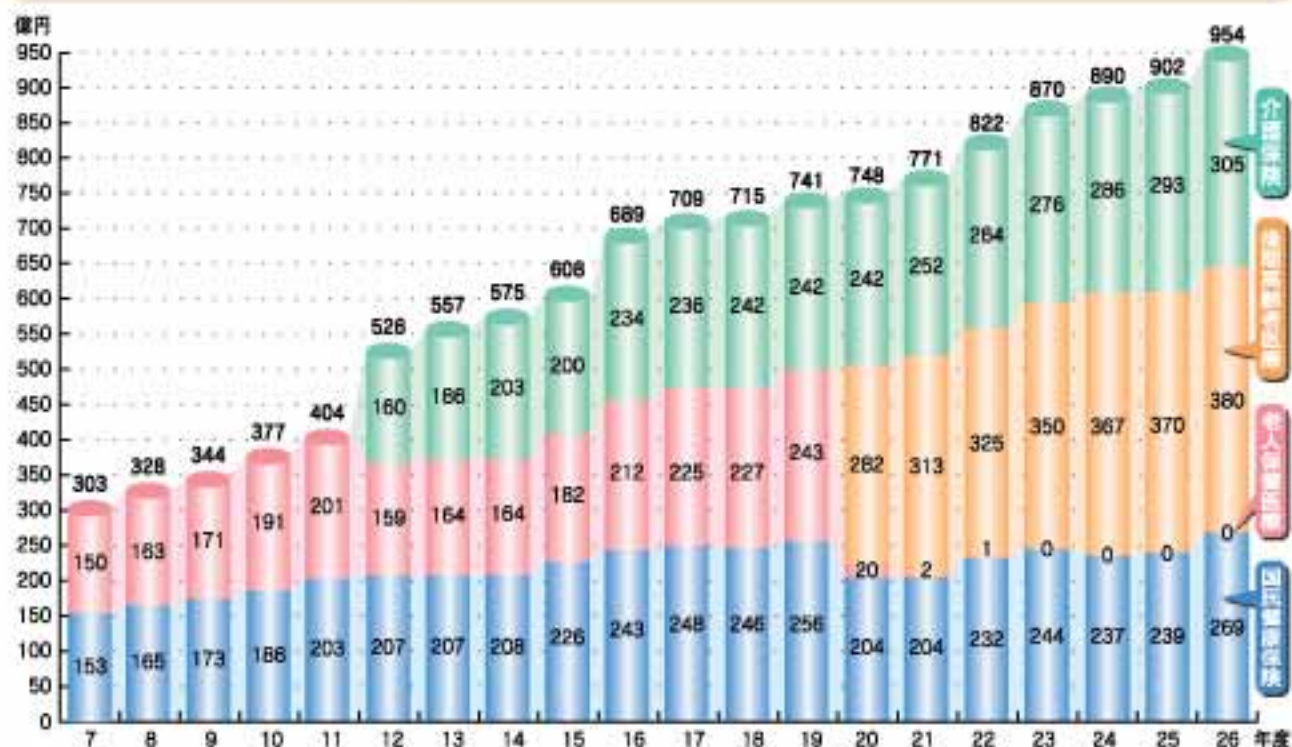
④ 公営企業に対する繰出金の推移

公営企業に対する一般会計からの繰出金は、ピーク時の平成10年度と比較すると、約39億円の減となっているものの、最も大きな割合を占める下水道事業は、約1.3倍となっています。



⑤ 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険各事業会計への繰出金の推移

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各事業会計への繰出金は増加の傾向が続いており、平成7年度の約3.1倍となっています。



(注) 1 政令市を除く

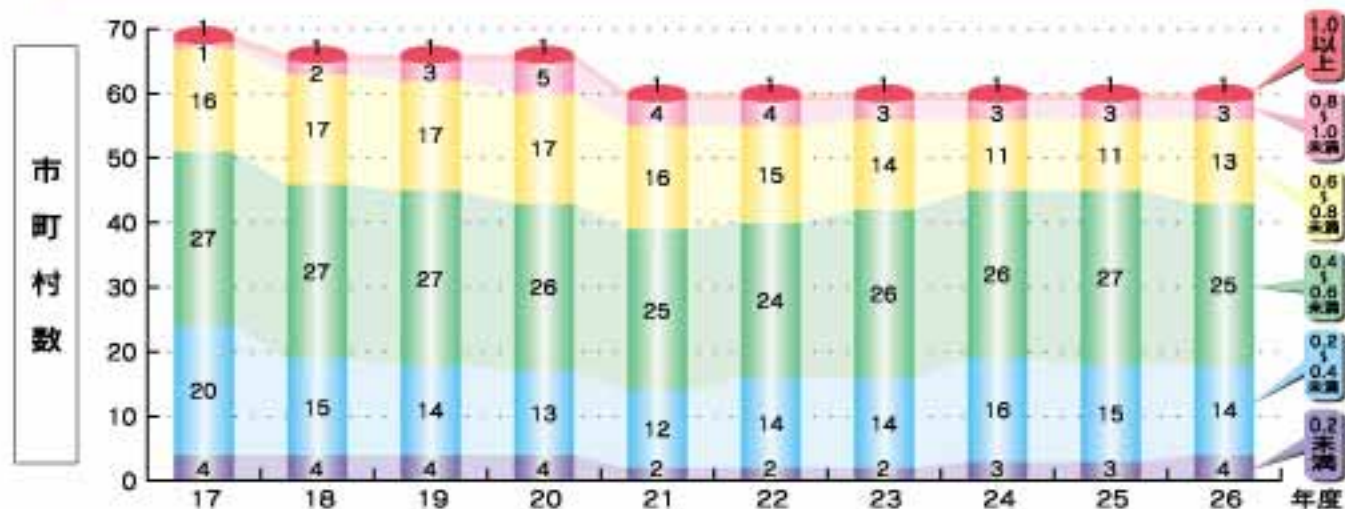
2 介護保険事業会計は平成12年度に設置

3 平成20年度から老人保健制度に代わり、後期高齢者医療制度が創設された（残務処理のため継続していた老人保健医療事業会計は、平成23年度から設置義務がなくなった。）。

4 主な財政指標の状況

(1) 財政力指数の状況（段階別）

区分別では0.4以上0.6未満に属する団体の割合が例年全体の約42%と最も高くなっています。多くの団体で財政基盤の強化が必要です。



(2) 経常収支比率の推移及び状況

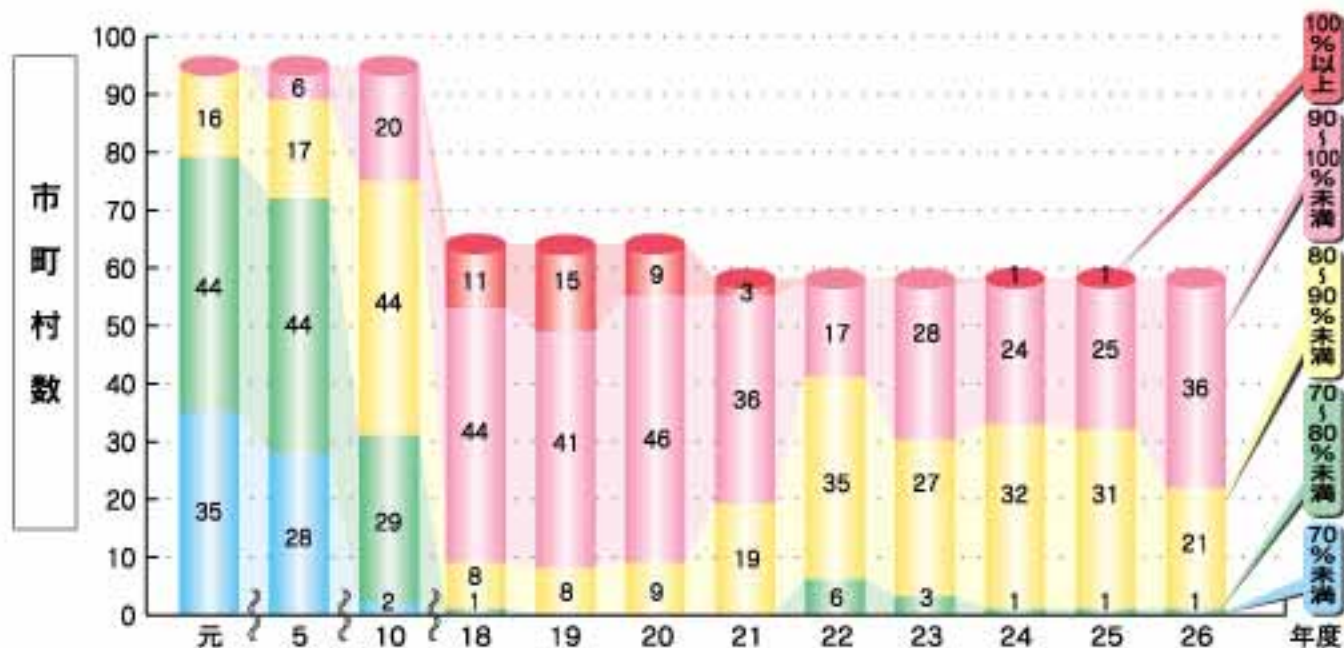
財政の弾力性を示す経常収支比率の県内市町村の平均は、平成19年度をピークに平成22年まで改善傾向にありましたが、義務的経費である扶助費の増加等により、平成23年度から再び悪化し、平成26年度は91.5%となっています。財政構造が硬直化しており、弾力性に乏しい状況が続いています。

経常収支比率の推移



(注) 政令市を除く市町村単純平均

経常収支比率の状況（段階別）



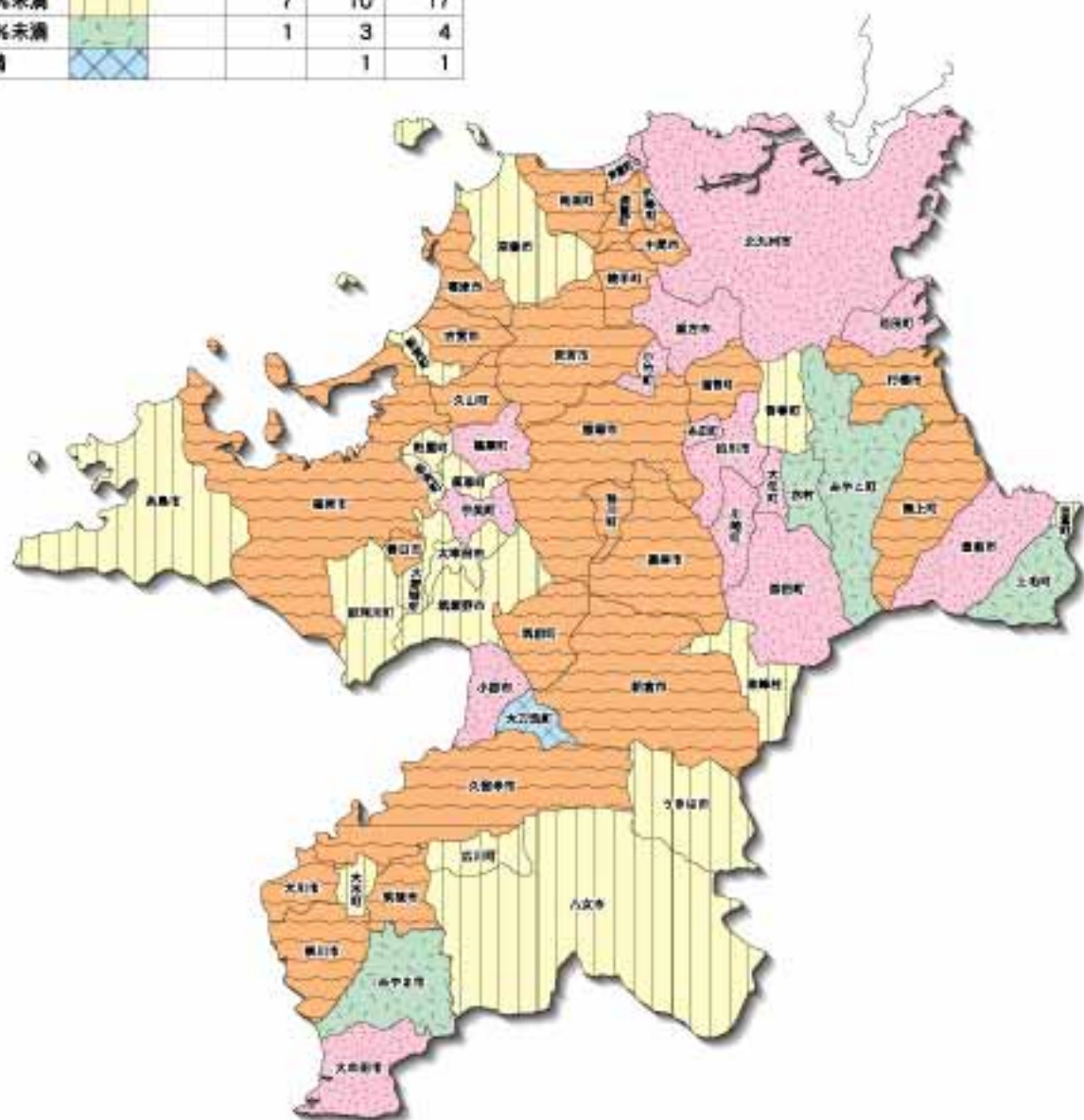
(注) 政令市を除く



経常収支比率の状況（平成26年度）

経常収支比率が100%以上の市町村は全国に25団体ありましたが、本県の市町村はありませんでした。なお、県内市町村の約9割が経常収支比率85%以上となるなど、多くの団体において財政構造の弾力性が乏しい状況です。

区分	団体系	団体数			
		政令市	26市	町	村
100%以上					0
95～100%未満		1	5	9	15
90～95%未満		1	13	9	23
85～90%未満			7	10	17
80～85%未満			1	3	4
80%未満				1	1



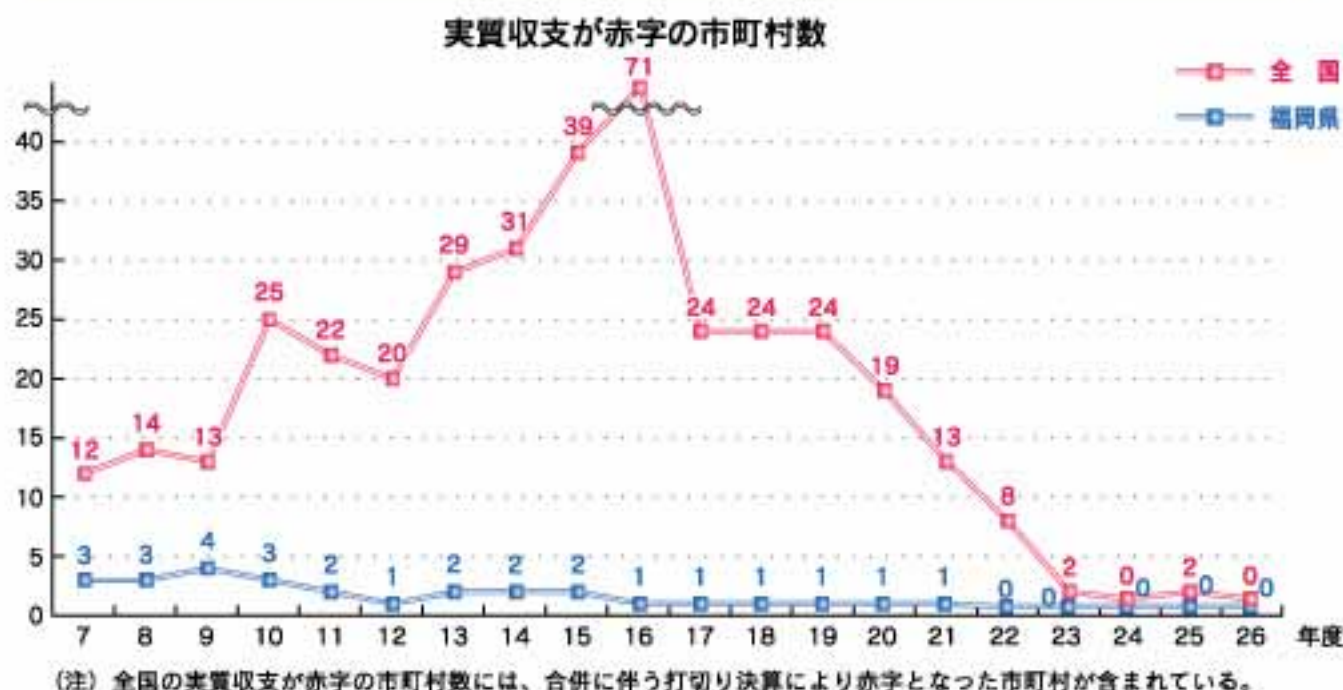
経常収支比率

財政構造の弾力性を測定する指標で、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費に充てる一般財源と、地方税、普通交付税、地方譲与税等の経常一般財源との比率。この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることになります。



(3) 赤字市町村数の推移

県内市町村において、普通会計の実質収支が赤字となった団体は、昭和61年度の13団体をピークに減少しており、平成22年度にはなくなりました。



準用財政再建団体数及び財政再生団体数の推移

年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
全国	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1
本県	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 「準用財政再建団体」とは昭和30年度以降の赤字団体で旧再建法の規定を準用して財政再建を行う団体である。
 ※北海道夕張市は、平成21年度に健全化法に基づく財政再生計画を策定。それまでは、旧再建法に基づく財政再建計画が存続。

(4) 健全化判断比率等の状況 (平成26年度)

平成26年度決算に基づく健全化判断比率等について、早期健全化基準・財政再生基準以上となる県内の市町村はありません。各比率 (①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率、⑤資金不足比率) の県内市町村の状況については、以下のとおりです。

なお、各比率の説明は8～9ページをご覧ください。

①実質赤字比率

実質赤字額が生じた県内市町村はありません。

②連結実質赤字比率

連結実質赤字額が生じた県内市町村はありません。



③実質公債費比率

県内市町村（政令市除く）の実質公債費比率（単純平均）は、前年度から0.9ポイント減の8.0%となっています。早期健全化基準・財政再生基準以上となる団体はありません。

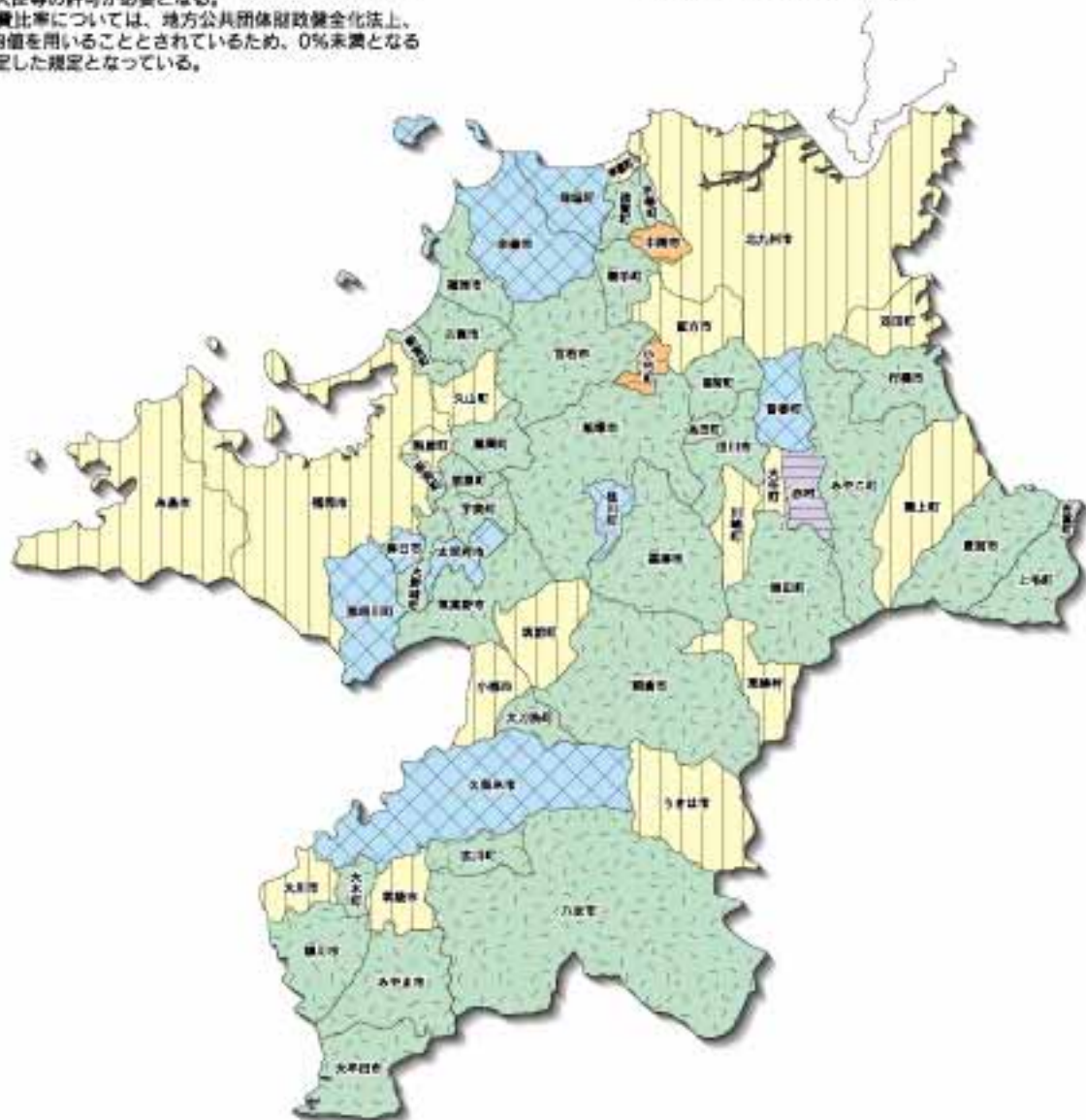
実質公債費比率の状況（平成26年度）

区分	団体系	団体数			
		政令市	26市	町 村	計
25%以上	■				0
18~25%未満	■				0
15~18%未満	■		1	1	2
10~15%未満	■	2	6	9	17
5~10%未満	■		15	17	32
0~5%未満	■		4	4	8
0%未満	■			1	1

（注1）実質公債費比率が18%以上となる団体については、起債に当たり総務大臣等の許可が必要となる。

（注2）実質公債費比率については、地方公共団体財政健全化法上、3ヶ年平均値を用いることとされているため、0%未満となることも想定した規定となっている。

実質公債費比率の推移



④将来負担比率

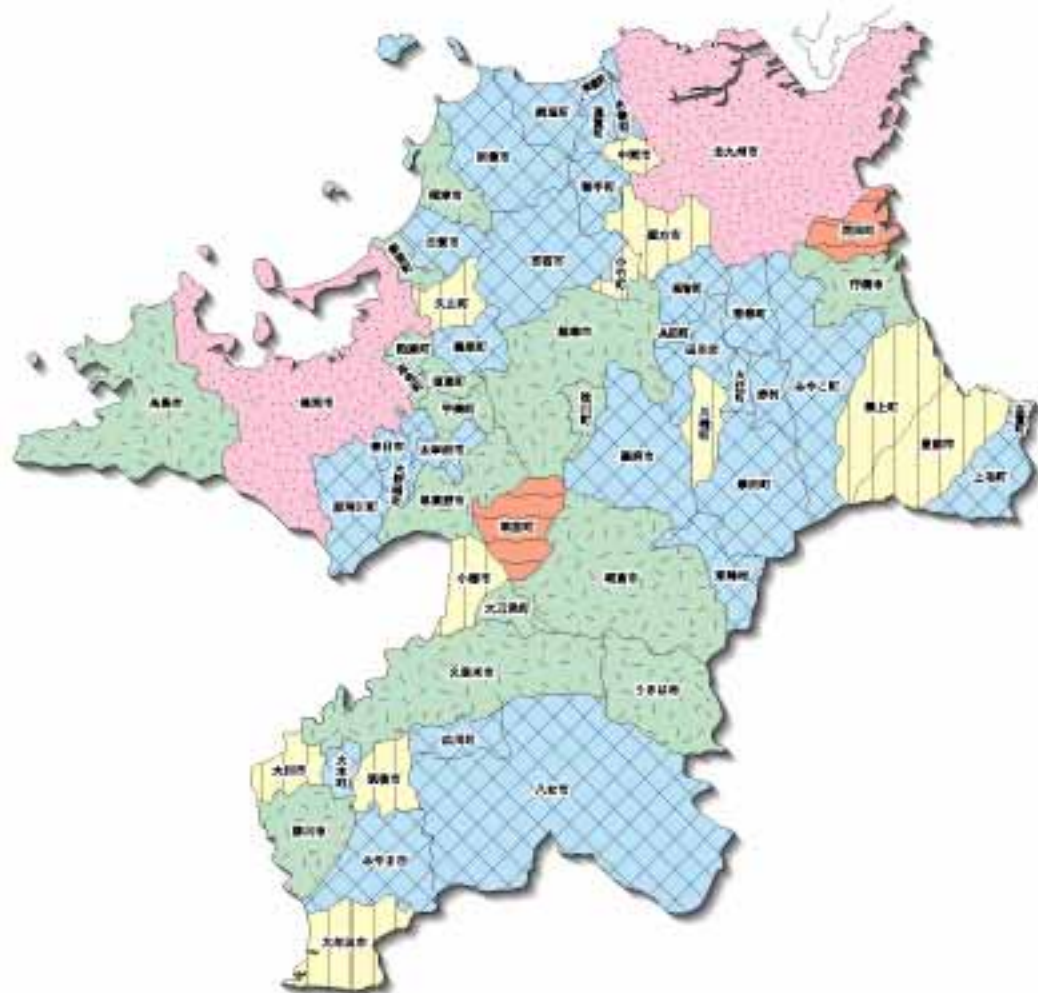
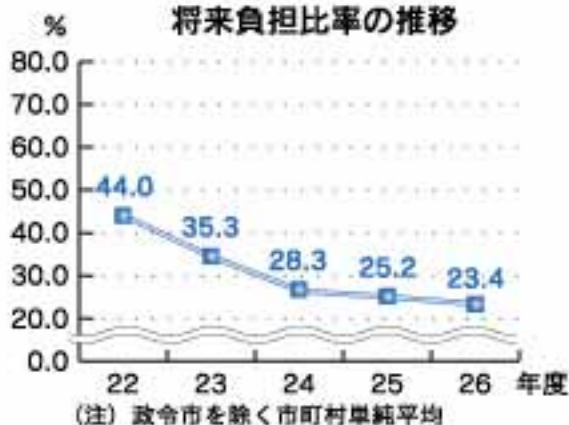
県内市町村（政令市除く）の将来負担比率（単純平均）は、前年度から1.8ポイント減の23.4%となっています。早期健全化基準以上となる団体はありません。

将来負担比率の状況（平成26年度）

区分	団体色	団体数			
		政令市	26市	町 村	計
200%以上					0
150～200%未満		2			2
100～150%未満				2	2
50～100%未満			7	4	11
0.1～50%未満		9		7	16
—		10		19	29

(注) 「—」は、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額が多額なこと等によって、将来負担比率が算定されない場合である。

将来負担比率の推移



⑤資金不足比率

県内市町村（政令市除く）の1つの公営企業会計で資金の不足額が生じました。経営健全化基準以上となる市町村の公営企業会計はありません。



5 債務と積立

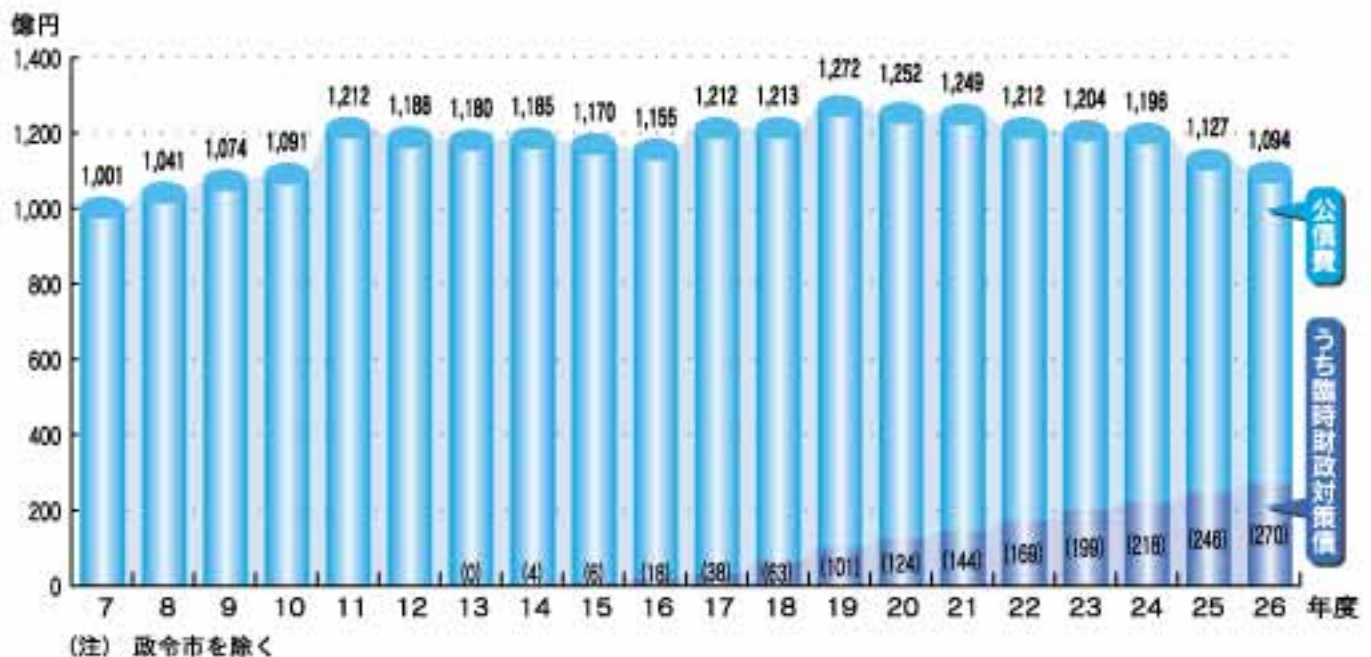
(1) 地方債発行額の推移

地方債発行額は、平成15年度以降、毎年減少していましたが、臨時財政対策債の増加等により、平成21年度から増加に転じました。平成23年度は減少しましたが、平成24年度以降は、緊急防災・減災事業債や学校教育施設等整備事業債等の増により再び増加に転じています。



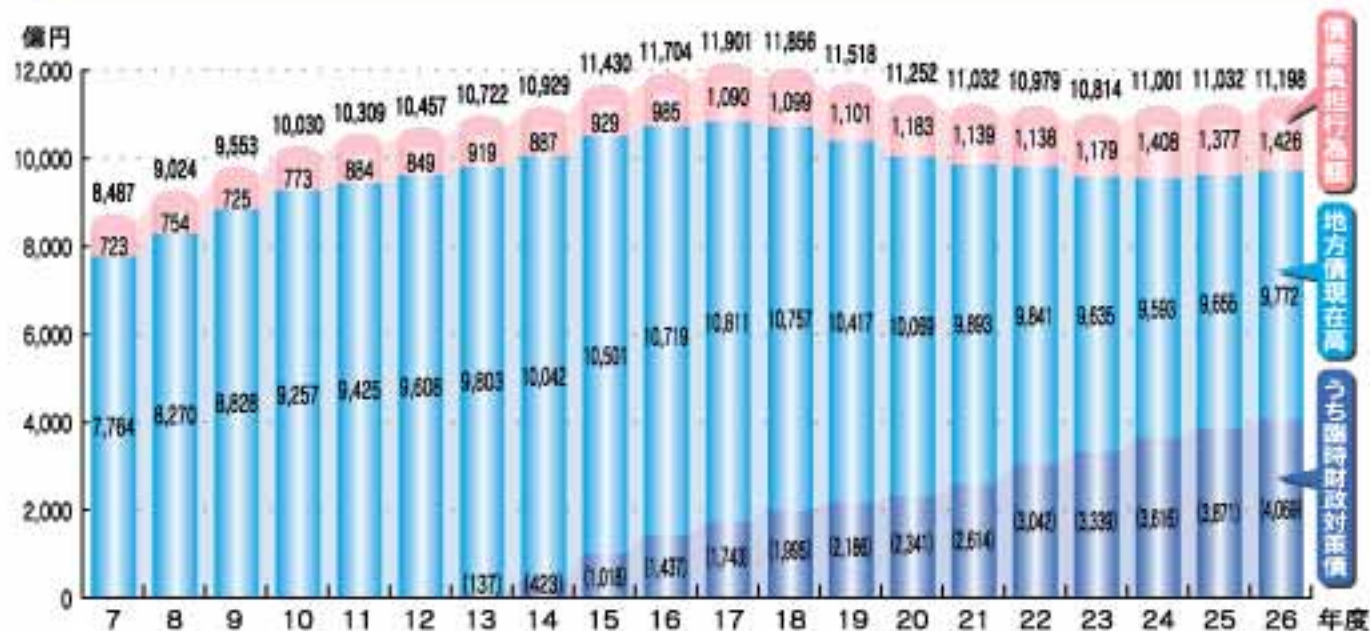
(2) 公債費の推移

公債費（元利償還金）は、平成19年度をピークに減少傾向にあり、平成26年度は、前年度と比べ約33億円の減となっています。



(3) 地方債現在高と債務負担行為額の推移

平成26年度末の地方債現在高と債務負担行為額を合わせると1兆1,198億円にもなりますが、ピーク時の平成17年度と比較すると、約703億円の減となっています。



(注) 1 政令市を除く

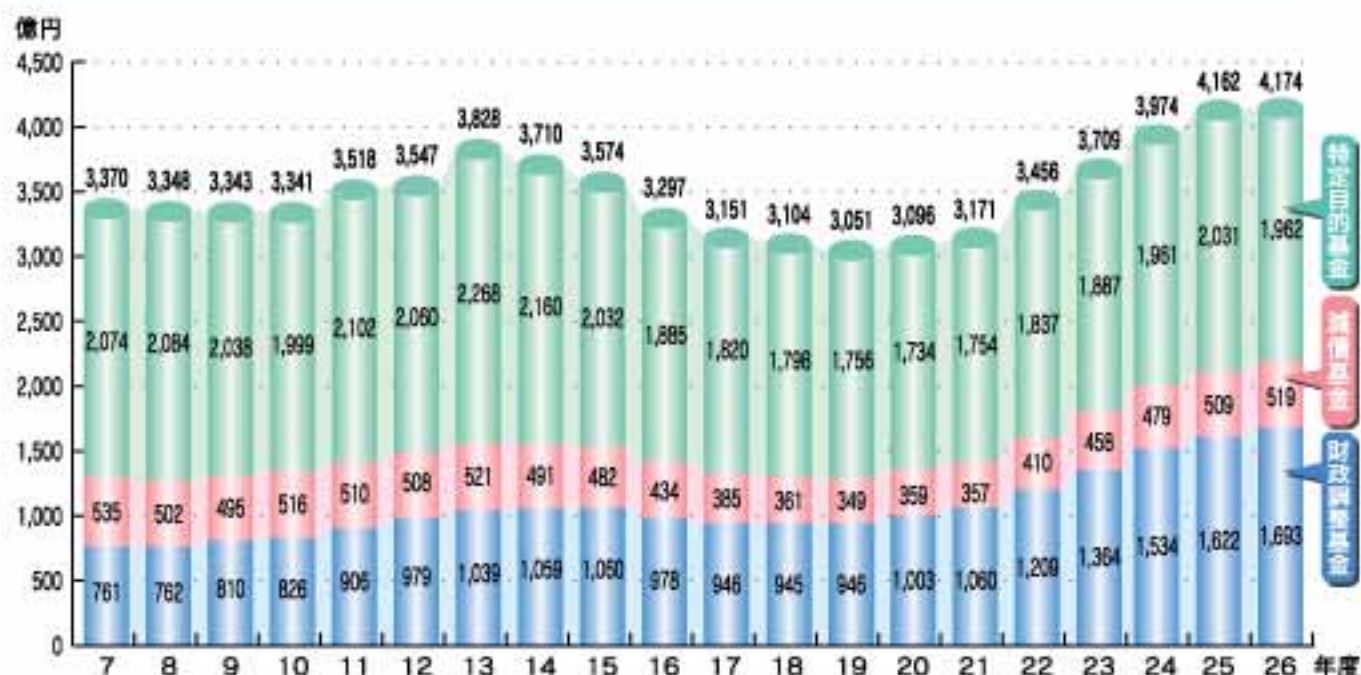
2 債務負担行為額は、翌年度以降支出予定額である。

3 「公債費」には利子を含み「現在高」には利子を含まないため、

前年度現在高+当年度発行額-当年度償還額(公債費)=当年度現在高とはならない。

(4) 積立金現在高の推移

積立金現在高は、平成14年度から減少傾向でしたが、平成20年度からは再び増加傾向に転じています。



(注) 政令市を除く



6 職員数の状況

(1) 職員数の推移

市町村職員数は、10年以上減少し続けており、平成27年4月1日現在で、約1万8千人となっています。

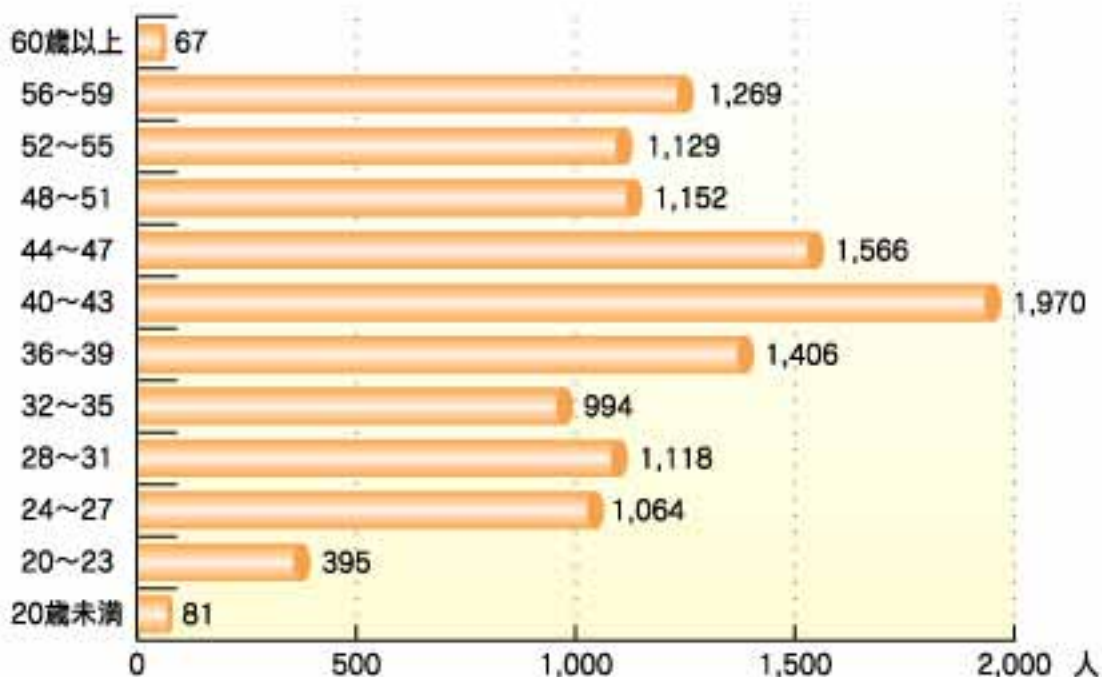
市町村職員数の推移（平成27年4月1日現在）



(注) 政令市を除く

出典：平成27年地方公共団体定員管理調査（平成27年4月1日現在）

一般行政職年齢別職員構成（平成27年4月1日現在）



(注) 政令市を除く

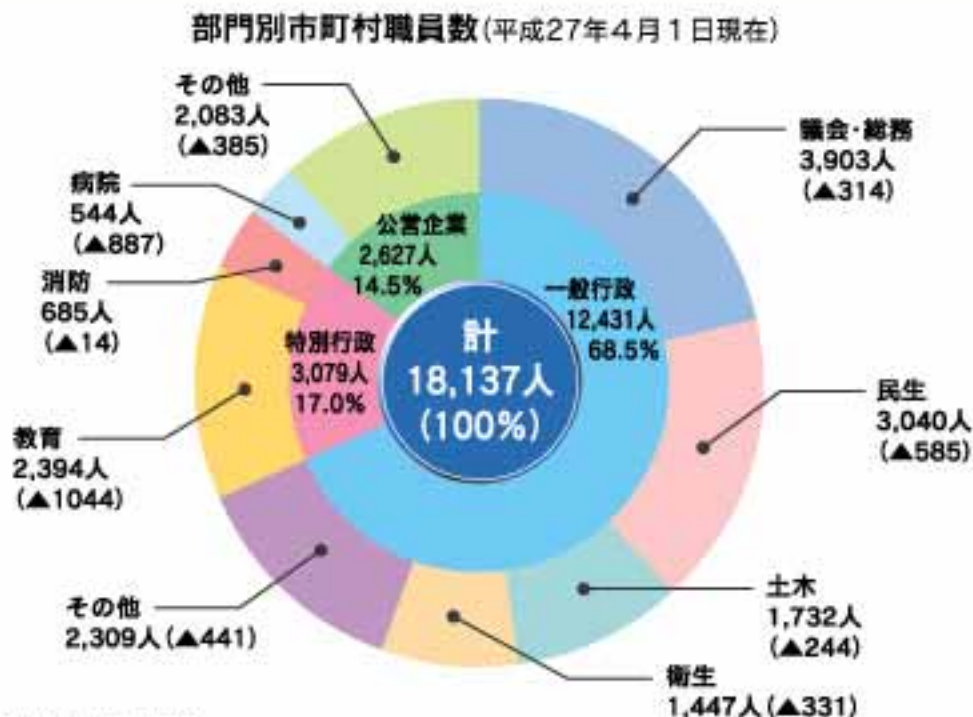
出典：平成27年地方公務員給与実態調査（平成27年4月1日現在）



(2) 部門別職員数の状況

市町村職員数を部門別に平成17年とその増減を比較すると、教育、病院などで職員数が大幅に減少しており、全体としても19.0%の減となっています。

また、平成27年の部門別職員数の状況は、総務、民生、土木等の一般行政職員が全体の約68.5%、教育、消防で全体の約17.0%を占め、残りの約14.5%が公営企業の職員となっています。



(注) 1 政令市を除く

出典：平成27年地方公共団体定員管理調査(平成27年4月1日現在)

2 ()内は平成17年4月1日～平成27年4月1日の部門別市町村職員数の増減を示している。

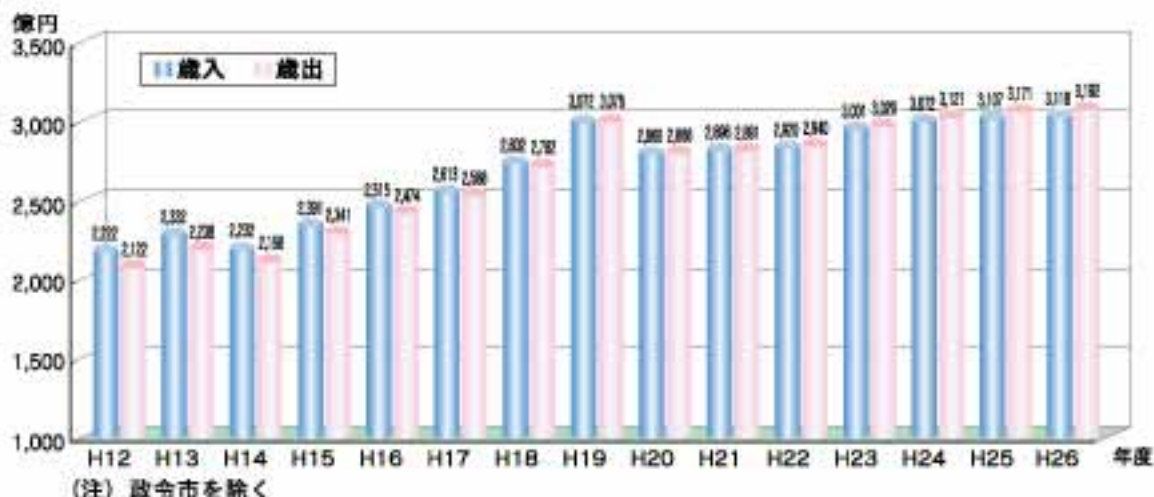
7 国民健康保険事業会計

国民健康保険事業会計は、一般会計(普通会計)とは区分されており(P7参照)、連結実質赤字比率の算出基礎の一つとなります。

その歳入・歳出の決算額は年々増加する傾向にあり、また、平成22年度から5年続けて赤字となるなど、厳しい運営状況が続いています。

※なお、平成20年度の決算額は、後期高齢者医療制度の導入に伴い、歳入は保険料が減、歳出は老人保健拠出金が減になったこと等により、それぞれ前年度から減少しました。

○国民健康保険事業会計(事業勘定) 県内市町村決算額の推移



8 地方公営企業

(1) 地方公営企業の役割

地方公営企業は、地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として経営する企業であり、上下水道事業、病院事業、交通事業などがその代表的なものです。

これらの企業は、住民の生活水準の向上を図る上で大きな役割を果たしており、特に上下水道事業については、そのほとんどが地方公営企業によって行われています。

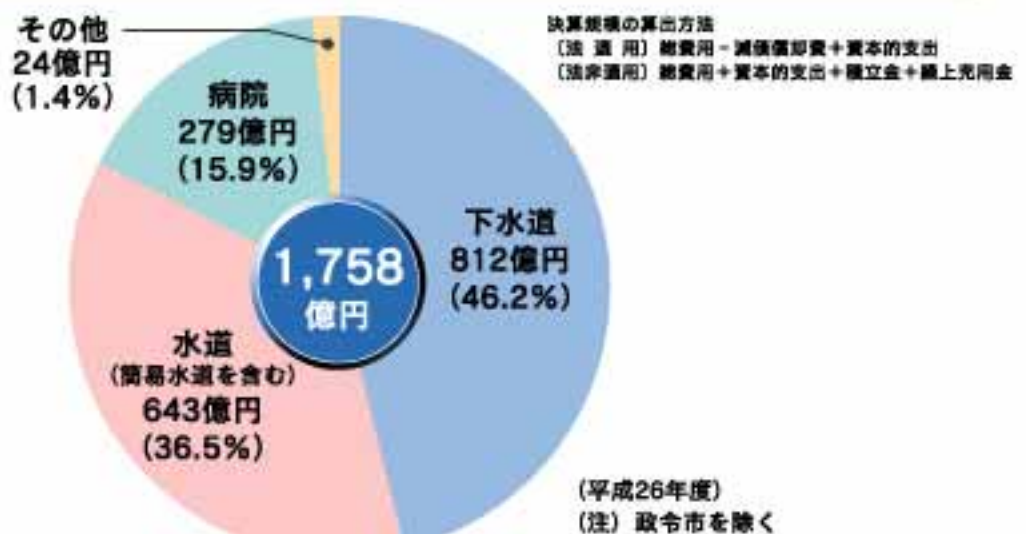
(2) 事業数

事業数は、183事業であり、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業の順になっています。



(3) 決算規模

決算規模は、1,757億89百万円で、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業の順になっています。



(4) 経営状況

平成26年度における収支の状況を事業別に見ると、法適用企業は上水道、工業用水道、下水道（特定環境を除く）、介護サービス事業が黒字、法非適用企業は全事業が黒字となっています。

しかしながら、基準外繰入金を差し引いた実質的な収支の状況は、多くの事業で赤字となってしまう。地方公営企業の経営は、財やサービスの対価としての料金収入により運営する独立採算が原則であり、一般会計からの基準外繰入金に頼らず経営を維持していく努力が必要です。

収支の状況 赤字 黒字

(平成26年度) (注) 政令市を除く



基準外繰入金を除いた場合の収支の状況 赤字 黒字



(注) 収支額は、法適用企業にあつては純損益、法非適用企業にあつては実質収支による。
 ※地方公営企業法の適用を受ける事業を「法適用企業」、適用を受けない事業を「法非適用企業」という。

(5) 企業債の状況

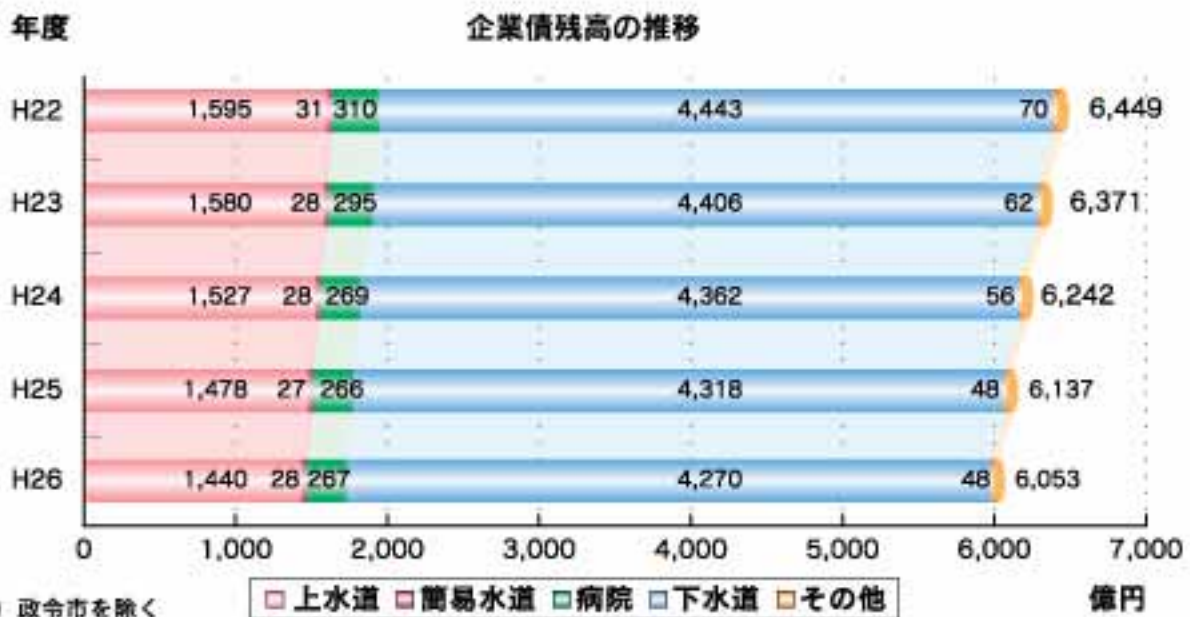
① 企業債発行額

平成26年度における企業債発行額は約266億円であり、前年度に比べ約5億円の増加となっています。これは病院事業債が約5億円増加したことが主な要因です。



② 企業債残高

平成26年度末の企業債残高は約6,053億円と、減少傾向にあります。



9 今後の課題

(1) 統一的な基準による地方公会計の整備

これまでの地方公会計の取組の経緯や現在の各地方公共団体における財務書類の作成状況等を踏まえると、今後、更なる地方公会計の整備促進を図るためには、全ての地方公共団体において適用できる標準的な基準を示すことが必要であるとの考えから、平成26年4月に、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」による「報告書」が公表され、統一的な基準が示されました。

今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書概要

財務書類の整備

(1) 財務書類の体系

○貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書

(2) 財務書類の内容

○貸借対照表：有形固定資産の評価基準
・取得原価が原則→取得原価
・取得原価が不明→再調達原価
・販売用資産（棚卸資産）→低価法 等

※有形固定資産の評価基準等の詳細については、引き続き、マニュアル作成の段階で調整する部分もある。

固定資産台帳の整備

(1) 意義・目的

①各地方公共団体の財政状況を表す財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿として固定資産台帳を整備する。
②固定資産台帳は公共施設等のマネジメントにも活用可能となる。

(2) 具体的な手法

○庁内の体制整備を行った後、整備期間は1～2年間を目処とし、①資産の棚卸、②データの作成、③開始時簿価の算定、④固定資産台帳の作成という流れを基本とする。

複式簿記の導入

(1) 意義・目的

①各地方公共団体の財務情報について、一貫性を備えた情報開示を行うことが可能となる。
②貸借対照表と固定資産台帳を相互に照合することで検証が可能となり、より正確な財務書類の作成に寄与する。
③事実別・施設別等のより細かい単位でフルコスト情報での分析が可能となることで、地方公共団体のマネジメントに資する。

(2) 具体的な手法

○日々仕訳を行う方法が望ましいものの、事務負担や経費負担等を勘案し、(1)の②が満たされ、③にも資するものであれば、期末に一括して仕訳を生成する方法も差し支えない。

今後の主な課題

(1) マニュアルの策定

○報告書においてマニュアルで定めることとしている事項を含め、さらに実務レベルでの検討を行っていくことが必要

(2) 活用 の 充 実

○財政の効率化・適正化につなげるためにも、行政評価や予算編成等への活用の充実が重要で、継続的な取組が必要

(3) 人材の育成

○適切な財務書類を作成し、会計処理体制の充実・強化を図るためにも、継続的な人材育成が必要

(4) システムの整備

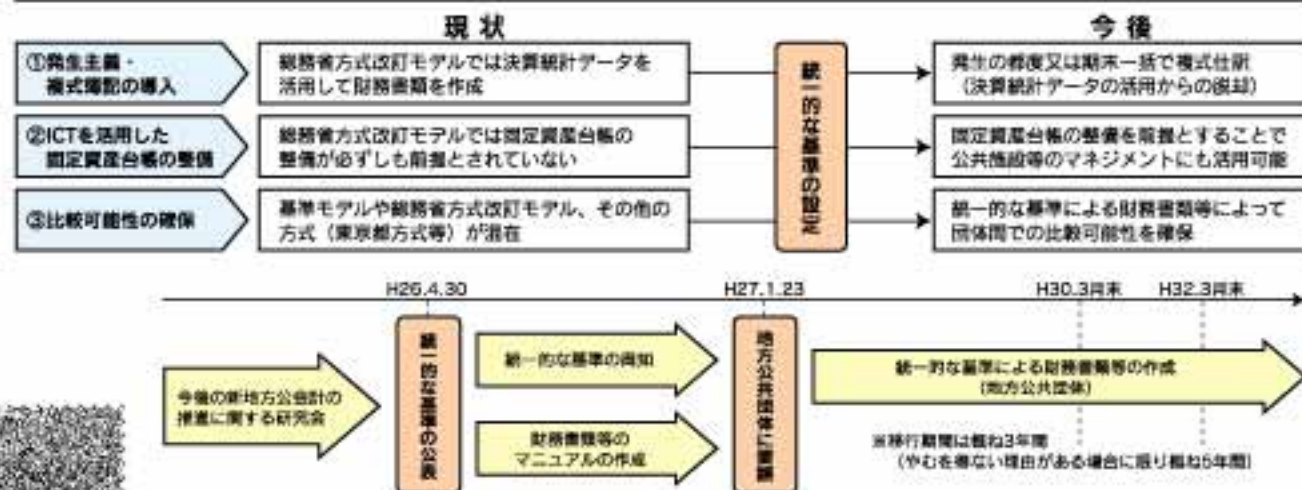
○本基準の導入にあたっては、システムの整備等が必要と考えられるが、より効率的な観点からは、クラウドの活用など、更なる効率化の手法の検討が必要

出典：総務省作成資料「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書概要」

平成27年1月に、全ての地方公共団体は原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で統一的な基準による財務書類等を作成するように、総務大臣から要請がなされました。

統一的な基準による地方公会計の整備促進について

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保を促進する。



出典：総務大臣通知「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日総財務第14号）添付資料

統一的な基準による財務書類等の作成について、地方公共団体の事務負担や経費負担を軽減するため、国により以下のような支援策が講じられています。

統一的な基準による地方公会計の整備に係る支援

原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で統一的な基準による財務書類等を作成するよう平成27年1月に全ての地方公共団体に要請したところであるが、地方公共団体の事務負担や経費負担を軽減するため、以下のような支援策を講じることとしている。

1. マニュアルの公表

統一的な基準による財務書類の作成手順や固定資産台帳の整備手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を内容とする「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を平成27年1月に公表

⇒ 具体的なマニュアルの公表によって統一的な基準による財務書類の作成等を促進

2. システムの提供

統一的な基準による地方公会計の整備に係る標準的なソフトウェアを開発し、平成27年度に地方公共団体に無償で提供する予定

⇒ システム整備の経費負担を軽減するとともに、財務書類作成作業の効率化にも寄与（相当部分が自動仕訳化）

3. 財政支援

固定資産台帳の整備のための資産評価・データ登録等に要する経費について特別交付税措置（平成26～29年度）

⇒ 特別交付税措置を講じることで地方公共団体の経費負担を軽減

4. 人材育成支援

自治大学校、市町村アカデミー（JAMP）、全国市町村国際文化研修所（JIAM）等を活用して、財務書類の活用方法も含めた自治体職員向けの研修を実施する予定

⇒ 単に財務書類作成のための知識だけでなく、予算編成への活用等に関するノウハウも普及

出典：総務大臣通知「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日総財務第14号）添付資料

統一的な基準による地方公会計マニュアル（概要）

1. 財務書類作成要領

○統一的な基準による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成手順等の実務的な取扱いを示したもの

⇒ 当該要領で示す仕訳変換表（現金主義・単式簿記→発生主義・複式簿記）により、システムの整備と併せることで、複式仕訳の相当部分の自動処理化が可能となる

2. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

○統一的な基準による資産の評価方法や固定資産台帳の整備手順等の実務的な取扱いを示したもの

- ・住民等に対する説明責任、民間事業者の参入促進といった観点から、固定資産台帳は公表することが前提
- ・固定資産台帳には、取得年月日、取得価額、耐用年数等に加えて、長寿命化履歴等も任意で記載

⇒ 固定資産台帳は、財務書類作成のための基礎資料であるが、将来の施設更新必要額の推計や施設別のコスト分析といった公共施設等のマネジメントにも活用可能となる

3. 連結財務書類作成の手引き

○連結財務書類の対象範囲（一部事務組合、第三セクター等）、連結処理に係る手順等の実務的な取扱い（内部取引の相殺消去による純計）等を示したもの

⇒ 連結財務書類の作成により、単なる情報開示だけでなく、連結ベースでの資産老朽化比率等の把握といった公共施設等のマネジメントにも活用可能となる

4. 財務書類等活用の手引き

○財務書類等のわかりやすい情報開示だけでなく、事業別・施設別のセグメント分析等による予算編成等への活用方法等を示したもの

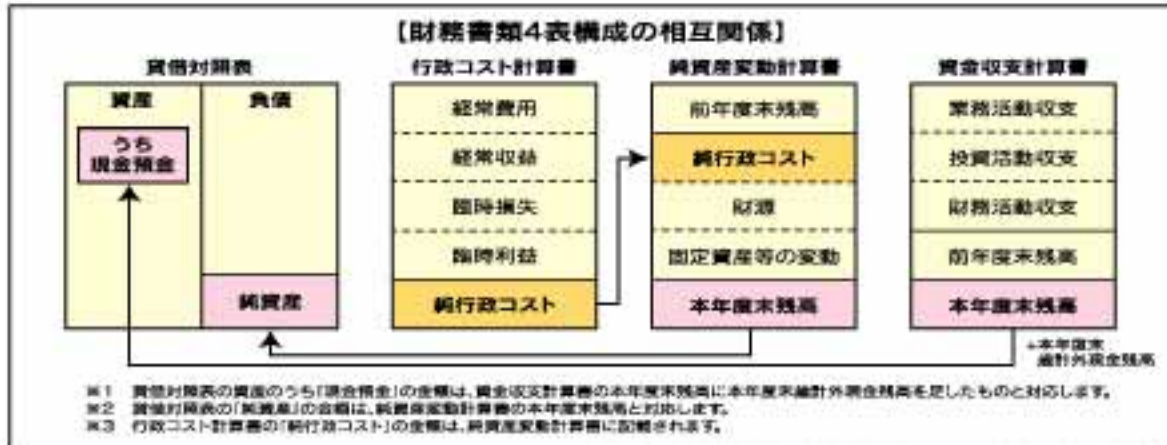
⇒ 財務書類等の積極的な活用により、地方公共団体の限られた財源を「賢く使うこと」につながる

出典：総務大臣通知「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日総財務第14号）添付資料



統一的な基準による財務書類は、「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」及び「資金収支計算書」の4表又は3表（上記の4表のうち「行政コスト計算書」と「純資産変動計算書」を結合）となっています。

- 【貸借対照表】基準日時点における財政状態（資産・負債・純資産の残高及び内訳）を表示したもの
- 【行政コスト計算書】一会計期間中の費用・収益の取引高を表示したもの
- 【純資産変動計算書】一会計期間中の純資産（及びその内部構成）の変動を表示したもの
- 【資金収支計算書】会計期間中の現金の受払いを3つの区分で表示したもの



出典：「統一的な基準による地方公営会計マニュアル」（平成27年1月総務省）

貸借対照表
(平成×年〇月〇日現在)

【様式第1号】

科目	金額	科目	金額
【資産の部】			
固定資産	500	固定負債	500
有形固定資産	500	地方債	300
事業用資産	—	長期借入金	—
土地	—	退職手当引当金	250
土木竹	—	損失補償等引当金	—
建物	—	その他	—
建物減価償却累計額	—	短期負債	200
工作物	—	1年内償還予定地方債	—
工作物減価償却累計額	—	支払金	—
船舶	—	支払費用	—
船舶減価償却累計額	—	預り金	—
浮揚塔	—	受取収益	—
浮揚塔減価償却累計額	—	買付等引当金	200
航空機	—	預り金	—
航空機減価償却累計額	—	その他	—
その他	—		
その他減価償却累計額	—		
繰上償却	—		
インフラ資産	500		
土地	—		
建物	—		
建物減価償却累計額	—		
工作物	500		
工作物減価償却累計額	—		
その他	—		
その他減価償却累計額	—		
繰上償却	—		
施設	—		
施設減価償却累計額	—		
無形固定資産	—		
ソフトウェア	—		
その他	—		
投資その他の資産	50		
投資及び有価証券	—		
有価証券	—		
投資金	—		
その他	—		
投資損失引当金	—		
長期設備債権	—		
長期貸付金	50		
剰余	—		
繰越剰余	—		
その他	—		
その他	—		
徴収不能引当金	—		
流動資産	230		
現金預金	130		
未収金	50		
短期貸付金	—		
商品	—		
貸付債権	50		
繰上償却	—		
備前資産	—		
その他	—		
徴収不能引当金	—		
資産合計	730	負債及び純資産合計	730

詳細は純資産変動計算書を参照

行政コスト計算書

自 平成〇年〇月〇日
至 平成×年〇月〇日

【様式第2号】

科目	金額
経常費用	670
経常収益	670
人件費	600
職員給与費	150
賞与等引当金繰入額	200
退職手当引当金繰入額	250
その他	—
物件費等	20
燃料費	20
維持管理費	—
減価償却費	—
その他	—
その他の繰上費用	—
支払利息	—
徴収不能引当金繰入額	—
その他	—
繰上費用	—
繰上収益	—
社会奉獻寄付	—
税金等への繰上金	—
その他	—
経常収益	60
受取利息及び手数料	60
その他	—
経常行政コスト	△670
臨時損失	—
臨時利益	—
経常損失	—
臨時損失引当金繰入額	—
損失補償等引当金繰入額	—
その他	—
臨時利益	—
繰上収益	—
その他	—
純行政コスト	△670

出典：「統一的な基準による地方公営会計マニュアル」（平成27年1月総務省）



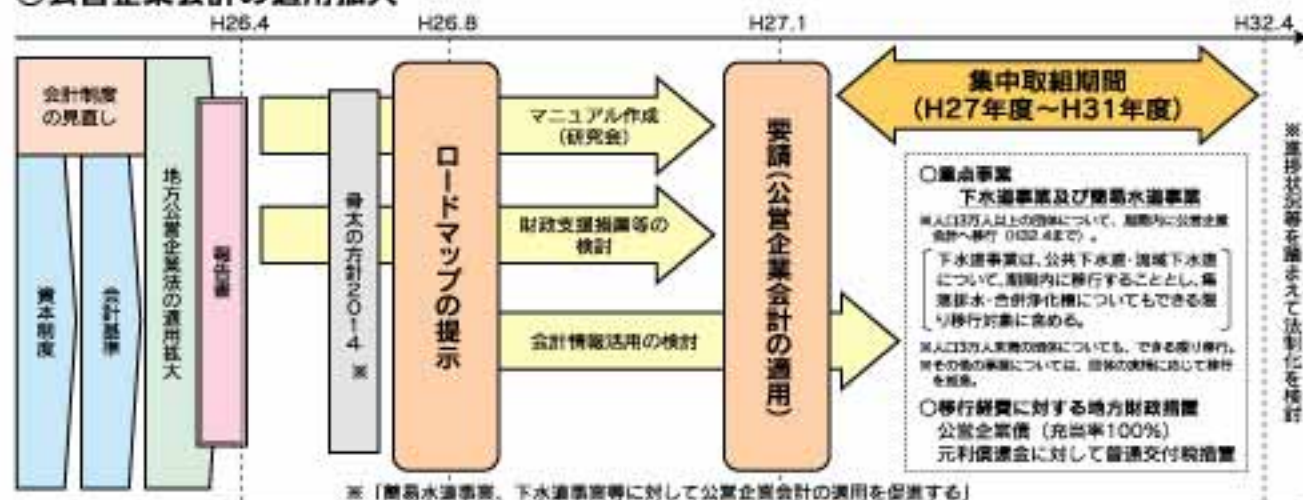
公営企業会計の適用拡大に向けた要請

平成26年8月に、「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」が総務省から示されるとともに、平成27年1月に、公営企業会計の適用の推進について、総務大臣から要請がなされました。

内容は、平成27年度から平成31年度までの5年間で集中取組期間とされ、特に下水道事業及び簡易水道事業が「重点事業」として位置付けられ、人口3万人以上の団体は取組期間内に公営企業会計への移行が必要であり、人口3万人未満の団体についてもできる限り移行することが求められています。

その他の事業は、実情に応じて移行することが望ましいとされています。

○公営企業会計の適用拡大



○地方公会計の整備促進



出典：総務省作成資料「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」

公営企業会計の適用推進に係る支援措置

公営企業会計の適用推進にあたり、地方公共団体の事務負担や経費負担を軽減するため、国により以下のような支援策が講じられています。

1. マニュアルの策定

- 公営企業会計の適用に関する具体的な業務の処理手順・留意点や、固定資産台帳の整備に関する考え方・標準的な水準等について取りまとめた「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」を策定・公表。
- 併せて、移行事務の着手と全体像等を簡潔にまとめた「地方公営企業法の適用に関する簡易マニュアル」を策定・公表。

2. 地方財政措置

- 公営企業会計の適用に要する経費の財源に充当するための公営企業債を措置。
 - 当該公営企業債の元利償還金に対する普通交付税措置を講じる（下水道事業、簡易水道事業）。
- 平成27～31年度

3. 先行事例の紹介等

- 各地方公共団体が、類似する団体の法適用にかかる取組等を参照できるように、先行して地方公営企業法を任意適用した団体の事例を取りまとめ、公表。
- 要請や法令、マニュアル等の具体的な考え方、取り扱い等について、質疑応答集を取りまとめ、公表。

4. アドバイザー派遣、研修の実施

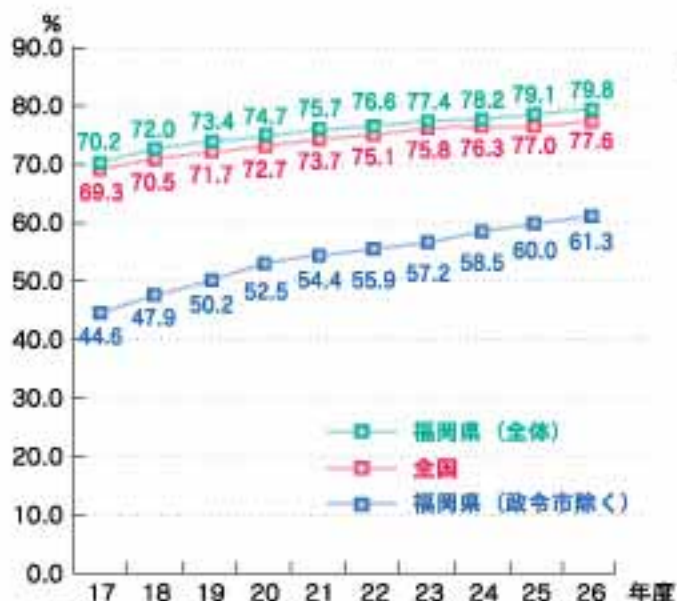
- 経営アドバイザー派遣事業について、公営企業会計の適用に取り組む団体を重点的に拡充し、直接支援。
- 市町村アカデミー（JAMP）、全国市町村国際文化研修所（JIAM）等において、公営企業会計の適用に関する自治体職員向けの研修を実施。



(3) 下水道整備推進に伴う財政負担の増

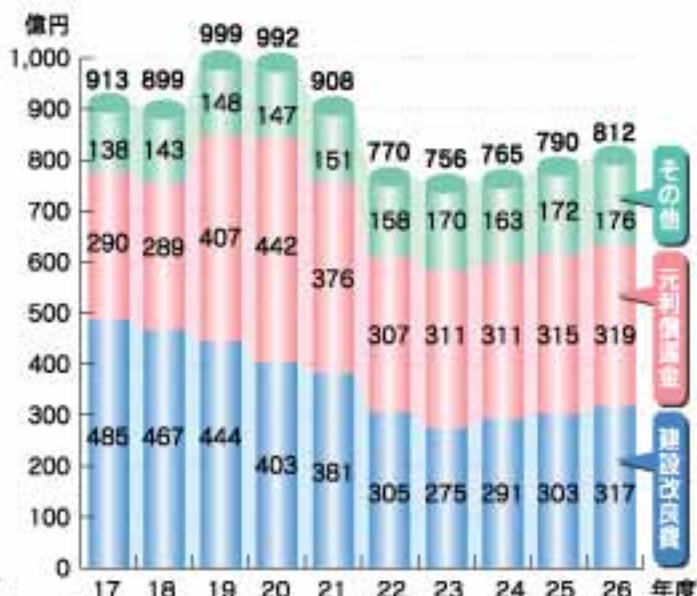
下水道普及率は年々伸びており、福岡県全体では全国水準をやや上回っていますが、政令市を除くと大きく下回っています。また、決算規模は、平成19年度以降、公的資金補償金免除繰上償還等により、大きく減少しましたが、近年は国の補正予算に伴う建設改良費の増加等により、微増となっています。

① 下水道普及率の推移



※下水道普及率とは、下水道の整備状況を表す指標の一つで、公共下水道及び特定廃水保全公共下水道の処理区域内人口を総人口（住民基本台帳人口）で除したものである。

② 下水道事業決算規模の推移



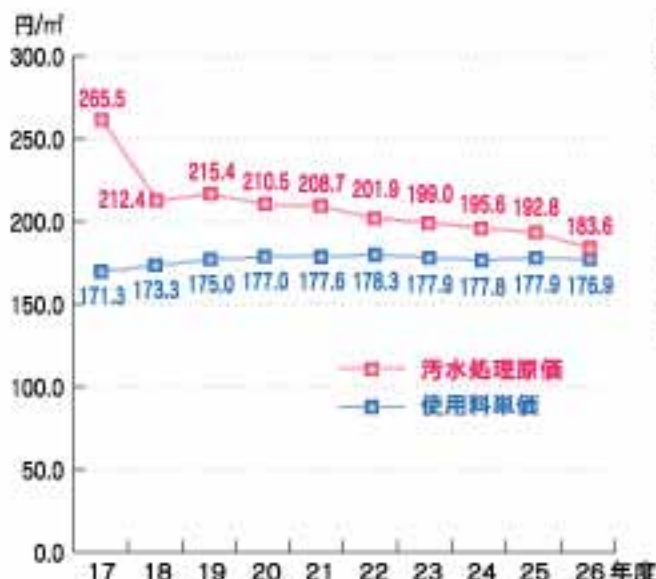
(注) 政令市を除く

※「公的資金補償金免除繰上償還」
旧資金運用部資金、旧厚生生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金（以下「公的資金」という。）の地方債を繰上償還する際、通常は増資金を支払う必要があるが、指定した職人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革、経営改革を行う地方自治体を対象に、平成19年度から3年間で5兆円規模、平成22年度から3年間で1.1兆円規模の公的資金の補償金を免除した繰上償還を始め、両会期の地方債の公債費負担を軽減する措置。

平成18年度において、汚水処理費に対するの公費負担の算定方法が見直されたため、汚水処理原価が下がっています。

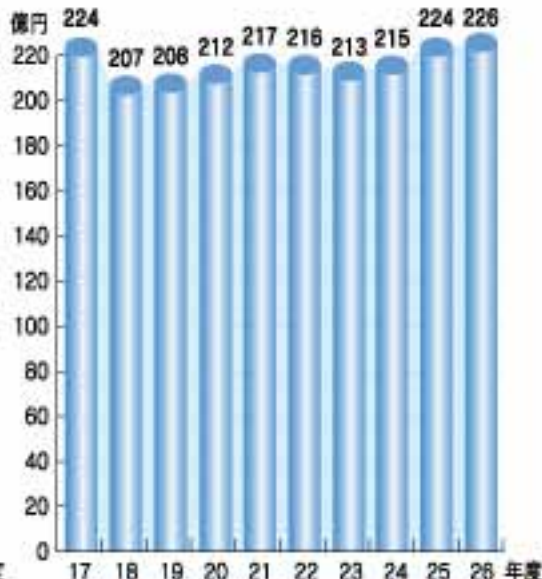
また、平成26年度の一般会計からの下水道事業に対する繰出金は226億円となっており、他の事業と比較して最も多く繰り出されています。

③ 公共下水道事業における汚水処理原価と使用料単価の推移



(注) 政令市を除く

④ 下水道事業に対する繰出金の推移



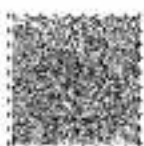
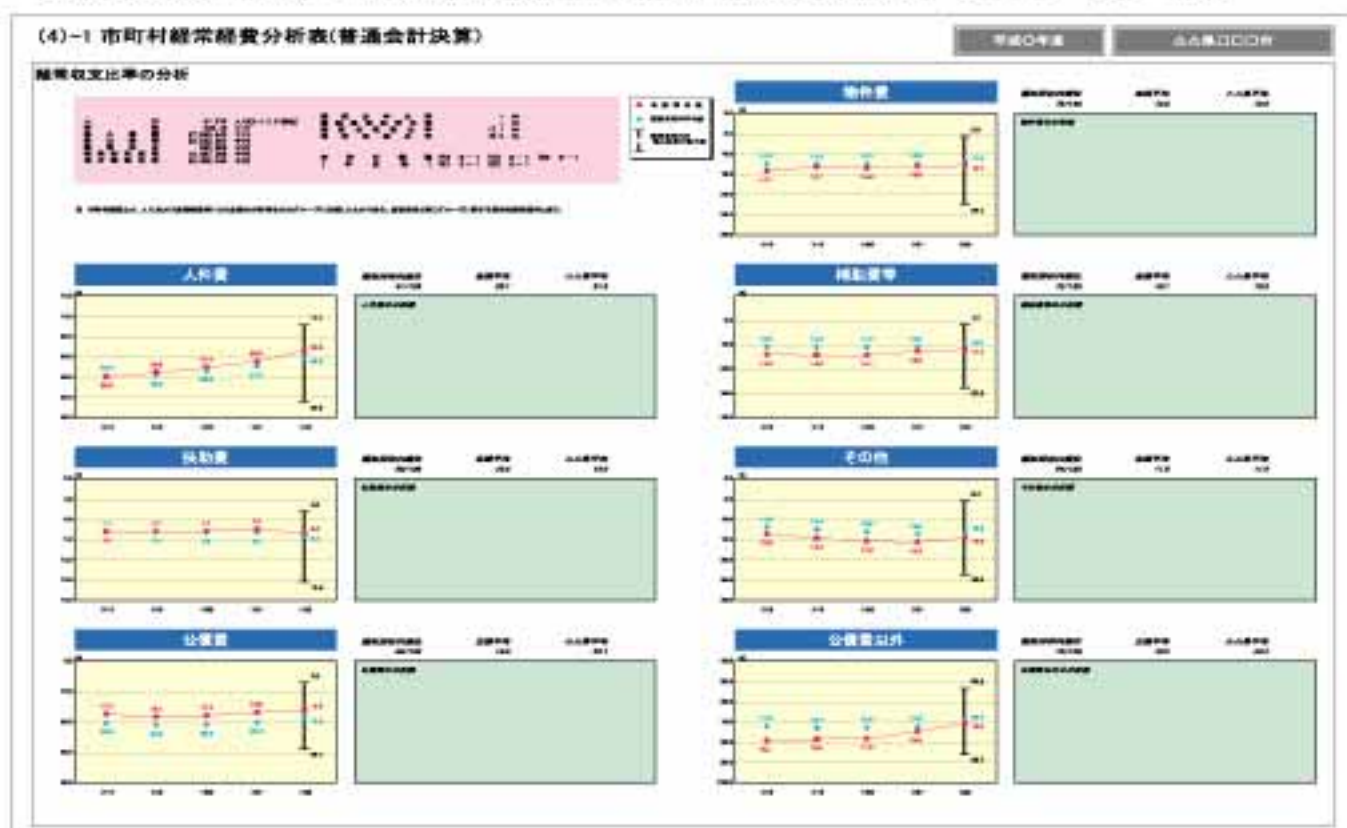
(注) 政令市を除く



③ 財政状況資料集「市町村財政比較分析表（普通会計決算）」の作成・公表（例）



④ 財政状況資料集「市町村経常経費分析表（普通会計決算）」の作成・公表（例）



⑤ 「市町村財政状況の推移」の作成・公表（例）

「市町村財政状況の推移」は福岡県が独自で作成し、ホームページで公開しています。過去5ヶ年の各数値の推移に加え、グラフにより歳入・歳出等の推移が視覚的に把握できるようになっています。

市町村財政状況の推移（平成22年度～平成26年度）その2

履次番号 市町村名
00 0000

(1) 歳入・歳出の推移 (単位:百万円)

区 分	H22	H23	H24	H25	H26
地方税	7,722	7,552	7,210	7,106	7,182
地方交付税	5,999	6,345	6,846	7,489	7,663
国庫支出金	1,907	2,303	4,535	4,206	3,614
県支支出金	1,463	1,487	1,599	1,590	1,594
繰入金	773	278	303	281	432
歳収入	760	545	454	1,302	789
地方債	2,472	2,826	1,994	3,099	2,626
その他	4,215	2,183	2,278	2,521	3,058
歳入合計	25,311	23,521	25,219	27,594	26,968

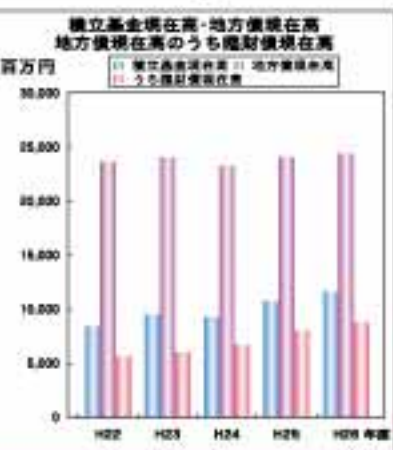
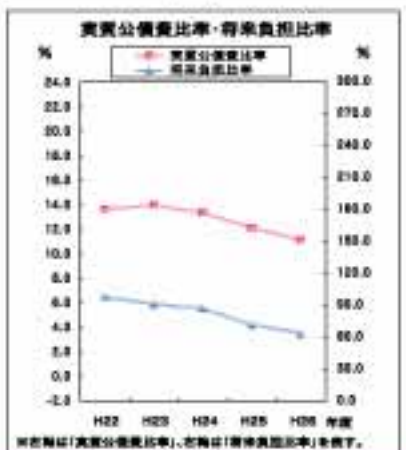
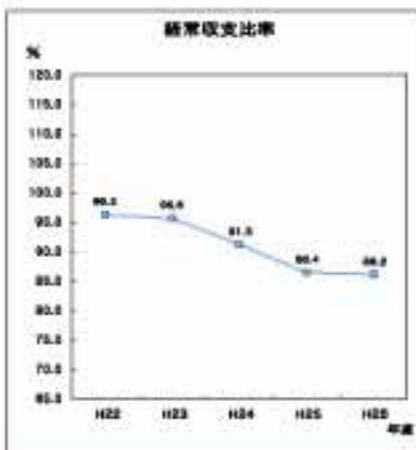
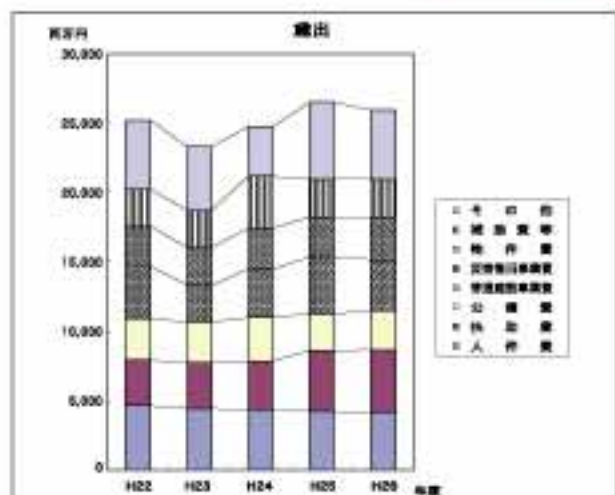
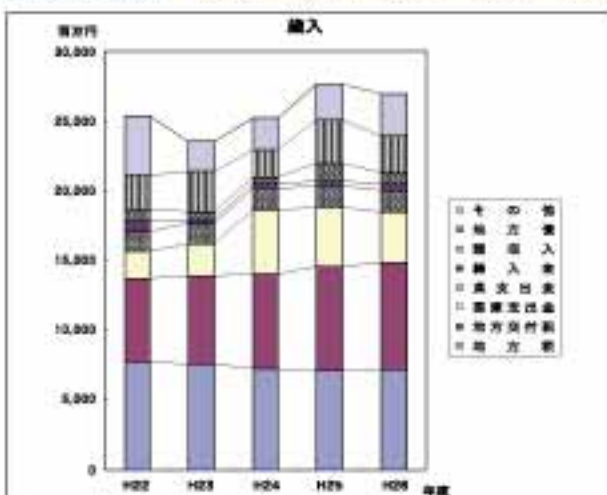
(単位:百万円)

区 分	H22	H23	H24	H25	H26
人件費	4,835	4,422	4,349	4,237	4,141
扶助費	3,287	3,278	3,486	4,393	4,667
公債費	2,985	2,935	3,142	2,664	2,754
普通建設事業費	3,779	2,681	3,509	4,056	3,725
災害復旧事業費	0	0	0	0	0
物件費	2,866	2,723	2,934	2,865	3,074
補助費等	2,686	2,664	3,730	2,755	2,721
その他	4,842	4,601	3,581	5,563	4,867
歳出合計	25,180	23,304	24,741	26,533	25,949

(2) 主要財政指標の推移 (単位:百万円、%)

区 分	H22	H23	H24	H25	H26
経常収支比率	96.3	95.6	91.3	86.4	86.2
実質公債費比率	13.6	13.9	13.3	12.1	11.1
将来負担比率	97.1	90.1	86.2	70.5	83.0
積立基金現在高	8,343	9,416	9,180	10,672	1,1563
地方債現在高	23,555	23,901	23,187	24,009	2,4263
うち国庫債現在高	5,608	5,982	6,673	7,944	8,722

その1では、歳入、歳出の詳細なデータや主要財政指標の推移が公表されています。



これら①から⑤の資料は、以下のホームページから御覧頂けます。
福岡県庁ホームページ市町村財政の状況 (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shityoson-zaisei.html>)



III 参考資料

1 財政用語解説

用語	見方	算式
実質収支	決算収支をあらわすもので、実質的な黒字、赤字の額を示す。一定の黒字を出すことが財政運営の基本であり、後年度の財源調整の範囲内の適度な剰余が望ましいとされる。	(歳入－歳出)－翌年度へ繰越すべき財源
単年度収支	実質収支が、前年度以前からの収支の累積であるのに対し、単年度収支は、当該年度と前年度の実質収支の差額。黒字であれば、その分新たな剰余が発生、又は赤字が縮小したことになる。	当該年度実質収支－前年度実質収支
標準財政規模	当該団体の一般財源の標準規模を示した額であり、当該地方公共団体の普通交付税算定における標準税収入額と譲与税等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額。	{(基準財政収入額－市町村民税所得割の税源移譲相当額の25%－各種譲与税－交通安全対策特別交付金)×100/75+各種譲与税+交通安全対策特別交付金}+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額
財政力指数	当該団体の財政力を表す指標で、「1」に近く、さらに「1」を超えるほど財源に余裕があるとされる。	基準財政収入額/基準財政需要額の3カ年の数値の平均
経常収支比率	財政構造の弾力性を測定する指標で、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費に充てる一般財源と、地方税、普通交付税、地方譲与税等の経常一般財源との比率。この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることになる。	{経常経費充当の一般財源の額/(経常一般財源の総額+減収補てん債特例分+臨時財政対策債)}×100(%)

用語	内容
普通会計	地方自治法等の法律によって規定されているものではなく、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分であり、一般会計と、公営事業会計以外の特別会計を総合して一つの会計としてまとめたもの。
一般財源と特定財源	一般財源とは、使途が特定されずどのような経費にも使用できるものをいい、特定財源とは使途が特定されるものをいう。 一般財源が多いほど行政運営の自主性が確保され、地域の実態に即応した行政の展開が可能となる。 前者は、地方税、地方譲与税、地方交付税などが代表的であり、後者は、国庫(県)支出金、地方債、分担金及び負担金などが代表的である。
自主財源と依存財源	自主財源とは、自主的に収入しうる財源をいい、依存財源とは、国(県)の決定により交付されたり、割り当てられたりする収入をいう。 自主財源が多いほど、行政活動の自主性と安定性が確保される。 前者は、地方税、分担金及び負担金、使用料などが代表的であり、後者は、地方交付税、国庫(県)支出金、地方債などが代表的である。
義務的経費	歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減することが困難な経費をいい、極めて硬直性の高い経費である。 通常、人件費、扶助費、公債費の総体をいう。
投資的経費	歳出のうち、その支出の効果が資本形成に向けられるものをいう。 通常、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費の総体をいう。
臨時財政対策債	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として認められた地方債をいい、地方財政法第33条の5の2の規定に基づき、平成13年度から平成28年度までの間に限り、発行される。 地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す各地方公共団体の基準財政需要額を基本に、団体ごとの発行可能額が算定される。



2 平成26年度市町村別財政指標（普通会計決算及び健全化判断比率）

市町村名	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日) 人	歳入総額 千円	歳出総額 千円	形式収支 千円	実質収支 千円	単年度収支 千円	標準財政規模 千円	財政力 指数
北九州市	976,925	523,522,202	517,271,710	6,250,492	2,324,333	144,769	249,476,682	0.71
福岡市	1,486,314	791,137,922	779,107,078	12,030,844	7,721,286	△ 1,555,573	355,236,154	0.66
大牟田市	120,921	56,608,638	56,087,002	521,636	460,680	△ 770,354	28,046,120	0.48
久留米市	306,173	136,161,417	134,382,411	1,779,006	1,082,235	△ 296,217	68,606,961	0.63
直方市	59,061	24,719,801	24,471,598	248,203	116,914	△ 222,426	12,996,898	0.53
飯塚市	131,209	69,071,900	66,525,838	2,546,062	1,935,468	284,321	33,128,308	0.50
田川市	49,830	28,191,173	27,359,139	832,034	669,807	46,684	12,918,587	0.39
柳川市	69,570	33,346,013	32,059,144	1,286,869	996,875	△ 287,389	16,607,502	0.44
八女市	67,245	41,743,231	39,376,103	2,367,128	496,523	△ 334,338	21,206,548	0.37
筑後市	49,146	20,240,744	19,478,529	762,215	663,526	△ 144,630	10,130,213	0.60
大川市	36,177	15,085,799	14,849,430	436,369	314,362	△ 248,388	7,974,652	0.51
行橋市	72,840	26,925,536	26,299,433	627,103	506,630	△ 205,722	13,507,721	0.61
豊前市	26,912	11,625,776	11,493,975	131,801	46,473	△ 57,259	6,801,940	0.49
中間市	43,685	18,566,316	18,379,096	187,220	21,732	△ 282,046	9,689,711	0.42
小郡市	59,507	19,375,398	18,396,932	979,466	880,093	△ 68,096	11,363,984	0.63
筑紫野市	102,421	32,997,499	32,180,840	836,659	656,461	15,702	18,741,942	0.74
春日市	112,372	32,699,728	31,720,636	979,092	648,496	△ 241,534	18,432,059	0.71
大野城市	99,352	32,131,533	31,368,965	762,568	676,519	112,758	17,957,687	0.78
宗像市	96,808	35,073,250	34,382,711	690,539	396,282	36,295	19,507,010	0.58
太宰府市	71,586	25,903,715	25,175,983	727,732	558,323	△ 242,730	12,621,636	0.67
古賀市	58,370	19,677,033	18,877,795	799,238	727,235	91,248	11,393,932	0.66
福津市	59,091	20,547,980	19,950,677	597,303	566,499	△ 199,610	12,363,302	0.53
うきは市	31,389	17,558,914	16,841,570	717,344	570,852	54,669	9,157,782	0.37
宮若市	29,234	17,552,495	16,784,909	767,586	566,122	△ 348,042	9,252,449	0.56
嘉麻市	41,302	27,110,518	26,731,890	378,628	265,543	△ 393,036	13,461,704	0.26
朝倉市	56,115	26,963,523	26,579,953	383,570	202,568	△ 166,350	15,413,488	0.55
みやま市	39,561	18,156,647	17,166,373	988,274	751,679	△ 243,061	10,771,792	0.40
糸島市	100,139	34,843,299	33,451,871	1,391,428	1,078,802	△ 207,020	20,716,853	0.51
那珂川町	50,182	16,099,351	15,012,037	1,087,314	663,284	333,022	9,000,882	0.67
宇美町	37,726	11,557,079	11,233,606	323,473	285,217	△ 104,776	7,010,053	0.54
藤原町	31,530	9,798,998	9,402,200	396,798	319,708	△ 148	6,420,556	0.51
志免町	45,821	13,486,591	12,884,311	602,280	504,885	△ 18,090	8,005,996	0.71
須恵町	27,372	7,922,638	7,588,097	334,541	321,122	63,961	5,402,597	0.53

(注) 標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額を含めたものである。
健全化判断比率は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第4項の規定に基づき、公表した数値である。
また、実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、それぞれ「-」と記載している。
財政力指数、健全化判断比率及び経常収支比率の指標の数値は、単純平均である。



市町村名	健全化判断比率				経常収支比率 %	地方債現在高 (平成27年3月末) 千円	積立金現在高 (平成27年3月末)			合計 千円
	実質赤字比率 %	連結実質赤字比率 %	実質公債費比率 %	将来負担比率 %			財政調整基金 千円	減債基金 千円	その他特定目的基金 千円	
北九州市	-	-	11.8	174.3	96.9	921,431,947	10,127,974	12,113,011	16,733,032	38,974,017
福岡市	-	-	12.6	198.0	93.3	1,246,108,029	19,976,427	5,208,171	17,952,222	43,136,820
大牟田市	-	-	9.4	87.4	99.6	47,743,587	2,082,198	0	3,070,271	5,152,469
久留米市	-	-	3.5	6.7	94.6	131,845,040	7,481,845	2,302,865	11,966,449	21,731,159
直方市	-	-	12.0	78.7	97.8	21,504,740	3,086,545	884	1,135,069	4,222,498
飯塚市	-	-	6.3	12.9	91.0	61,210,899	6,260,325	6,062,001	7,493,333	21,815,659
田川市	-	-	9.4	-	96.1	24,657,166	2,883,230	741,988	12,348,229	15,973,447
糟川市	-	-	8.1	37.6	92.1	33,856,737	5,593,248	4,033,014	3,206,897	12,835,169
八女市	-	-	8.6	-	85.7	28,978,356	11,739,996	577,632	9,476,434	21,794,062
筑後市	-	-	10.1	51.0	91.0	14,557,861	2,358,937	467,573	2,597,502	5,424,012
大川市	-	-	10.3	84.5	91.6	14,315,415	2,420,696	38,204	158,373	2,617,273
行橋市	-	-	6.0	4.5	91.9	17,867,884	3,383,857	367,371	5,130,752	8,881,960
豊前市	-	-	9.5	73.7	95.8	11,087,383	1,613,801	450,611	513,161	2,577,573
中間市	-	-	15.0	89.5	94.7	14,847,571	2,174,400	212,000	1,228,629	3,615,029
小郡市	-	-	12.6	73.8	97.1	18,337,677	3,414,549	242,080	669,976	4,326,605
筑紫野市	-	-	9.4	12.4	87.8	28,767,396	2,854,296	448,646	4,706,295	8,011,237
春日市	-	-	3.1	-	90.8	27,358,843	1,809,457	0	5,481,264	7,290,721
大野城市	-	-	6.1	-	88.9	22,409,544	5,577,226	2,589,427	7,737,693	15,904,346
宗像市	-	-	0.2	-	88.9	26,781,064	7,643,637	3,554,475	7,624,967	18,823,079
太宰府市	-	-	1.7	-	89.9	22,754,756	3,438,781	197,342	1,603,546	5,239,669
吉賀市	-	-	6.6	-	92.7	13,767,992	2,938,322	51,390	1,962,649	4,952,361
福津市	-	-	5.7	16.7	92.4	20,054,573	5,610,028	675,668	4,013,414	10,299,110
うきは市	-	-	10.0	11.5	87.7	14,027,026	4,004,680	1,574,057	5,261,981	10,840,718
宮若市	-	-	6.1	-	90.6	17,806,638	3,406,676	373,808	6,741,668	10,522,352
嘉麻市	-	-	6.4	-	93.4	19,560,011	3,561,642	1,303,412	8,274,069	13,138,123
朝倉市	-	-	8.5	43.2	92.5	25,767,959	4,241,945	1,380,461	6,736,987	12,369,393
みやま市	-	-	6.5	-	84.8	14,343,312	4,674,303	1,032,829	3,670,904	9,378,035
糸島市	-	-	12.1	42.8	85.8	29,357,752	7,316,527	224,153	121,879	7,662,569
那珂川町	-	-	4.0	-	88.4	11,708,321	1,745,513	1,761,132	6,463,129	9,969,774
宇美町	-	-	9.9	38.8	97.5	10,086,997	418,050	334,346	979,885	1,732,281
藤原町	-	-	7.3	-	95.1	7,444,748	789,323	952,701	1,071,315	2,813,339
志免町	-	-	6.6	3.2	88.0	11,829,935	2,980,217	477,302	1,290,028	4,747,547
須恵町	-	-	6.5	23.6	87.0	5,945,891	2,585,793	262,351	131,347	2,989,491

(注) 標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額を含めたものである。
健全化判断比率は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第4項の規定に基づき、公表した数値である。
また、実質赤字率又は連結実質赤字率がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、それぞれ「-」と記載している。
財政力指数、健全化判断比率及び経常収支比率の計欄の数値は、単純平均である。



市町村名	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日) 人	歳入総額 千円	歳出総額 千円	形式収支 千円	実質収支 千円	単年度収支 千円	標準財政規模 千円	財政力 指数
新宮町	29,729	10,533,832	9,993,294	540,536	393,737	114,967	5,714,097	0.84
久山町	8,344	4,613,339	4,351,166	262,173	182,275	29,390	2,735,332	0.76
柏原町	45,109	14,547,903	13,498,668	1,049,235	862,066	106,032	8,221,633	0.81
芦屋町	14,682	7,376,644	7,137,904	238,740	210,366	5,538	3,617,221	0.37
水巻町	29,360	9,538,802	9,163,692	375,110	262,647	△ 171,329	5,661,069	0.51
岡畑町	32,442	10,123,938	9,761,783	362,155	278,308	△ 19,194	6,166,881	0.53
通賀町	19,503	7,200,093	6,963,806	236,285	225,299	28,706	3,972,233	0.57
小竹町	8,200	5,208,396	5,061,260	147,136	65,340	△ 804	2,652,989	0.29
糠手町	16,924	10,371,889	10,129,368	242,521	72,113	△ 54,513	4,355,378	0.44
桂川町	13,993	5,201,577	4,988,965	212,612	201,203	△ 12,050	3,279,620	0.37
筑前町	29,648	12,784,201	12,487,949	316,252	316,252	50,799	7,591,022	0.46
栗峰村	2,353	3,102,420	2,974,928	127,492	117,392	△ 91,458	1,520,311	0.12
大刀洗町	15,600	6,094,184	5,874,538	419,646	396,950	18,526	3,769,137	0.42
大木町	14,557	5,412,679	5,181,887	230,792	176,344	△ 31,876	3,144,394	0.50
広川町	19,830	7,443,791	6,879,212	564,579	383,798	△ 17,295	4,421,977	0.56
番番町	11,789	5,721,000	5,343,573	377,427	371,102	63,653	3,162,136	0.32
湊田町	10,714	7,424,430	7,271,813	152,617	130,617	3,735	3,766,137	0.19
糸田町	9,539	4,953,503	4,306,934	646,569	613,394	131,968	2,650,885	0.21
川崎町	18,258	8,425,121	8,736,626	688,495	686,258	△ 21,743	4,648,657	0.28
大任町	5,438	4,994,474	4,541,867	452,607	444,657	△ 145,416	2,249,770	0.19
赤村	3,378	2,989,406	2,927,076	62,330	38,777	407	1,401,570	0.14
福智町	24,261	15,028,835	13,558,042	1,470,793	1,306,193	210,097	7,544,567	0.26
菊田町	36,200	14,361,795	13,842,264	719,531	473,758	△ 43,209	8,170,755	1.11
みやこ町	21,012	12,747,169	11,444,547	1,302,622	782,301	58,526	6,813,990	0.41
吉富町	6,969	3,567,450	3,386,861	200,589	171,702	△ 106,922	1,991,524	0.36
上毛町	7,915	5,472,914	5,176,397	296,517	294,464	△ 9,934	3,366,714	0.29
森上町	19,566	11,090,196	9,588,025	1,502,173	1,355,781	162,652	5,916,295	0.33
2政令市計	2,463,239	1,314,660,124	1,296,378,788	18,281,336	10,045,621	△ 1,410,604	804,712,836	0.79
26市計	1,989,014	842,678,876	820,153,823	22,725,053	15,849,821	△ 4,314,795	443,174,771	0.54
32町村計	667,944	276,194,640	260,252,496	15,942,144	12,886,520	562,420	154,350,378	0.46
60市町村計	5,120,197	2,433,733,640	2,376,785,107	56,948,533	36,794,062	△ 5,173,179	1,202,237,985	0.50
58市町村計	2,656,958	1,119,073,516	1,080,406,319	38,667,197	28,748,441	△ 3,762,375	597,525,149	0.49

(注) 標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額を含めたものである。
健全化率率は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第4項の規定に基づき、公表した数値である。
また、実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、それぞれ「-」と記載している。
財政力指数、健全化率率及び経常収支比率の数値は、単純平均である。



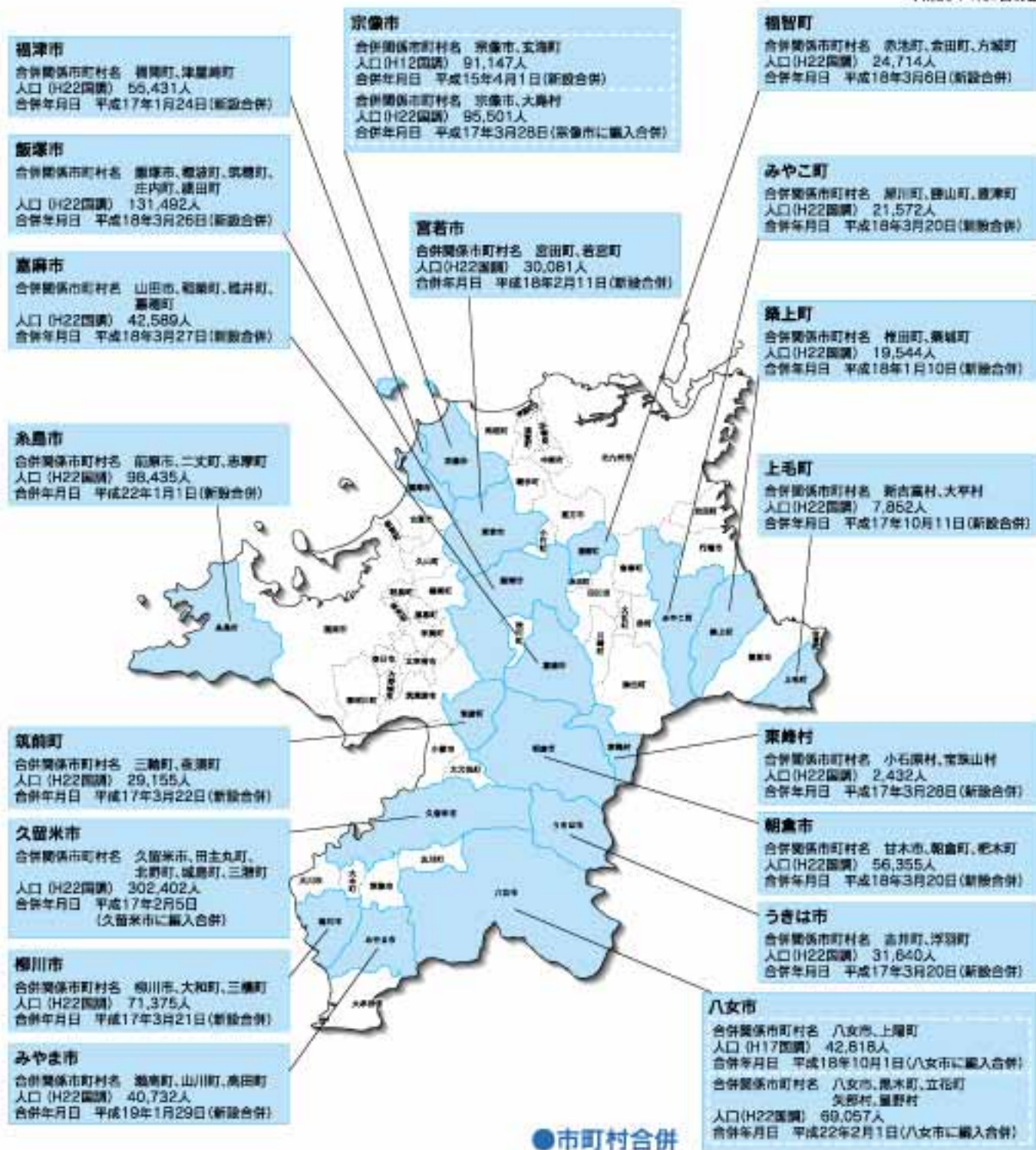
市町村名	健全化判断比率				経常収支比率 %	地方債現在高 (平成27年5月末) 千円	積立金現在高 (平成27年3月末)			合計 千円
	実質赤字比率 %	連結実質赤字比率 %	実質公債費比率 %	将来負担比率 %			財政調整基金 千円	繰越基金 千円	その他特定目的基金 千円	
新宮町	-	-	8.0	18.1	85.9	8,589,493	3,199,140	378,822	7,067	3,585,029
久山町	-	-	10.9	77.5	91.5	4,582,046	1,416,108	218,014	177,496	1,811,618
柏原町	-	-	13.7	17.7	87.8	10,187,127	1,231,890	177,484	1,116,527	2,525,881
芦屋町	-	-	12.5	-	96.9	7,110,887	2,163,855	630,982	2,069,922	4,894,759
水巻町	-	-	5.3	-	91.9	6,435,918	2,469,979	408,687	1,234,133	4,111,799
岡畑町	-	-	4.3	-	92.9	8,983,916	2,411,864	519,034	2,273,279	5,204,177
通賀町	-	-	7.5	-	92.7	6,107,264	1,177,958	555,447	3,241,184	4,974,589
小竹町	-	-	15.6	97.9	98.6	4,910,549	305,511	71,825	693,652	1,070,788
新井町	-	-	8.4	-	92.4	8,219,544	1,470,121	715,876	4,430,735	6,616,732
桂川町	-	-	4.2	0.3	94.6	4,365,284	730,660	5,480	1,484,833	2,220,973
筑前町	-	-	13.1	101.3	93.7	17,207,735	3,096,776	399,682	3,279,600	6,776,058
東峰村	-	-	10.4	-	85.5	2,343,479	1,438,480	126,428	2,010,117	3,575,005
大刀洗町	-	-	9.8	11.1	79.8	5,033,831	1,554,819	566,778	1,195,343	3,316,940
大木町	-	-	7.5	-	88.0	5,218,851	1,863,000	315,000	1,411,440	3,589,440
広川町	-	-	8.4	-	89.0	6,878,650	1,892,817	132,391	1,660,199	3,685,407
善春町	-	-	1.8	-	88.1	4,180,971	1,194,570	554,023	1,934,685	3,683,278
津田町	-	-	5.8	-	99.9	7,242,754	3,445,854	640,138	1,215,777	5,301,769
糸田町	-	-	6.8	-	95.3	4,817,383	1,383,702	899,118	2,109,441	4,392,261
川崎町	-	-	10.2	68.5	99.4	12,205,474	1,274,447	425,023	1,092,718	2,792,188
大任町	-	-	12.2	-	99.5	10,770,081	1,245,265	450,534	1,309,246	3,005,045
赤村	-	-	△0.8	-	84.9	1,882,883	808,391	1,050,721	1,739,271	3,598,383
福智町	-	-	7.6	-	93.6	21,355,902	1,118,368	5,279,025	10,182,330	16,579,723
羽田町	-	-	10.6	122.3	98.3	13,633,850	3,143,109	188,817	667,668	3,999,594
みやこ町	-	-	5.0	-	81.8	10,550,833	3,181,403	397,958	9,164,045	12,723,406
吉富町	-	-	8.7	-	86.7	2,455,871	1,132,695	347,984	1,049,731	2,530,350
上毛町	-	-	8.0	-	82.8	4,455,816	1,565,208	2,664,049	3,569,731	7,798,988
藤上町	-	-	10.3	51.5	93.8	9,457,725	1,328,893	1,066,608	2,863,888	5,379,389
2政令市計			12.2	171.2	95.1	2,167,539,978	30,104,401	17,321,182	34,685,254	82,110,837
26市計			7.8	28.0	91.7	723,467,062	113,551,147	28,901,890	122,936,591	265,389,628
32町村計			8.1	19.7	91.3	253,719,909	66,742,699	22,993,540	73,269,762	152,006,001
60市町村計			8.1	28.4	91.6	3,144,725,937	199,399,247	69,216,612	230,891,607	499,506,466
58市町村計			8.0	23.4	91.5	977,186,961	169,293,846	51,895,430	186,206,353	417,395,629

(注) 標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額を含めたものである。
健全化判断比率は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第4項の規定に基づき、公表した数値である。
また、実質赤字率又は連結実質赤字率がいない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、それぞれ「-」と記載している。
財政力指数、健全化判断比率及び経常収支比率の数値は、単純平均である。



3 県内市町村の合併の取組状況

平成28年1月1日現在



合併した地域 **20** 地域 10市 40町 7村

●市町村合併 市町村数

区分	H11.3.31	H18.3.31	H27.3.31
全国	3,232	1,821	1,718
福岡県	97 (24市65町8村)	69 (27市38町4村)	60 (28市30町2村)

※H11.3.31は、旧合併特例法の平成11年改正の前の時点



合併による市町村数の推移

期 日	政令市	市	町	村	計	合併市町村(関係市町村)
平成9年10月1日	2	22	65	8	97	
平成15年4月1日	2	22	64	8	96	宗像市(宗像市、玄海町)
平成17年1月24日	2	23	62	8	95	福津市(福間町、津屋崎町)
平成17年2月5日	2	23	58	8	91	久留米市(久留米市、田主丸町、 北野町、城島町、三潞町)
平成17年3月20日	2	24	56	8	90	うきは市(吉井町、浮羽町)
平成17年3月21日	2	24	54	8	88	柳川市(柳川市、大和町、三橋町)
平成17年3月22日	2	24	53	8	87	筑前町(三輪町、夜須町)
平成17年3月28日	2	24	53	6	85	宗像市(宗像市、大島村) 東峰村(小石原村、宝珠山村)
平成17年10月11日	2	24	54	4	84	上毛町(新吉富村、大平村)
平成18年1月10日	2	24	53	4	83	築上町(椎田町、築城町)
平成18年2月11日	2	25	51	4	82	宮若市(宮田町、若宮町)
平成18年3月6日	2	25	49	4	80	福智町(赤池町、金田町、方城町)
平成18年3月20日	2	25	45	4	76	朝倉市(甘木市、朝倉町、杷木町) みやこ町(犀川町、勝山町、豊津町)
平成18年3月26日	2	25	41	4	72	飯塚市(飯塚市、穂波町、筑穂町、 庄内町、額田町)
平成18年3月27日	2	25	38	4	69	嘉麻市(山田市、稲築町、 碓井町、嘉穂町)
平成18年10月1日	2	25	37	4	68	八女市(八女市、上隴町)
平成19年1月29日	2	26	34	4	66	みやま市(瀬高町、山川町、高田町)
平成22年1月1日	2	26	32	4	64	糸島市(前原市、二丈町、志摩町)
平成22年2月1日	2	26	30	2	60	八女市(八女市、黒木町、立花町、 矢部村、星野村)





市町村財政の
すがた
2016